

第二十四回 参議院内閣委員会會議録第三十八号

昭和三十一年五月七日(月曜日)午前十一時三十分開会

委員の異動

五月四日委員亀田得治君辞任につき、その補欠として小林亦治君を議長において指名した。
五月七日委員伊能芳雄君、藤野繁雄君、菊田七平君及び小林亦治君辞任につき、青柳秀夫君、佐藤清一郎君、木村篤太郎君及び田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君

委員

青柳 秀夫君
井上 知治君
井上 清一君
木村篤太郎君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
田畑 金光君
永岡 光治君
松浦 清一君
吉田 法晴君
堀原 茂嘉君
高瀬莊太郎君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

衆議院議員

山崎 巖君
古井 喜實君

國務大臣 吉野 信次君
事務局長 杉田正三郎君
常任委員 元幣原内閣総理大臣秘書官 岸 倉松君
参考人 早稲田大学教授 大西 邦敏君
一橋大学教授 田上 穰治君
元衆議院帝國憲法改正案特別委員会委員(衆議院議員) 鈴木 義男君

本日の會議に付した案件
○憲法調査会法案(衆議院提出)
○委員長(青木一男君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員變更についてお知らせいたします。五月四日、亀田得治君が辞任せられまして、その補欠に小林亦治君が選任せられました。

○委員長(青木一男君) 本日は憲法調査会法案につきまして、学識経験者であられる方々のおいでを願って御意見を伺う次第でございますが、皆様にはお忙しいところわざわざ御出席下さいましてありがとうございます。一言ごあいさつを申し上げます。

まず元幣原内閣総理大臣秘書官岸倉松君の御陳述を願います。大体時間は二、三十分以内においでの上述べを願いたいと思います。岸君、どうぞ。

○参考人(岸倉松君) 特に何を申し上げていいのか、何を聞きなさんかというところ、一向存じないで私来たのであります。この書類は拝見しま

したけれども、どういふことを御参考に申し上げればよいのか、何の予備知識もなしに来たのですが、何か御質問でもなさる方がおありですか。

○委員長(青木一男君) それでは、本日お述べを願います関係法案は、憲法調査会法案でございます。それに付いて実は社会党の方面から御推薦をいただいておりますので願ったわけでございまして、十分お述べを願います内容等についても御理解いただいております。と思ひますが、ただいま申し上げました通り、憲法調査会法案の審議の参考として御意見を伺うのでございまして、今申し上げました時間の以内において適當にお述べを願つて、それからあとあるいは質問があるかと思ひます。どうぞお述べを願います。

○参考人(岸倉松君) 憲法第九条の戦争放棄の問題に關しまして、よくあれは当時の幣原総理からマッカーサー元帥に建議したのだ、あるいはそうでない、いろいろな論議がありました。ところが私も実は前総理から直接に、こういうことを話に言つたのだといふことをはつきり何ては言いたくないのであります。ただマッカーサー元帥が一九五一年のたしか五月四日と思ひますが、アメリカの上院の外交並びに軍事委員会の席上におきましてはつきり言われたことがある。あの日本の戦争放棄の憲法に關する問題というものは、その当時の總理であられる幣原が私のところからこれを見て、それよりも戦争といふものが実に悲惨な結果を來たすか

ら、これからもう戦争といふものを全然廃止しなければならぬといふことを自分のところにはつきり言つたといふことが、その合同委員会の席上で証明されておる。ところが、それは新聞に出ていましてけれども、私も全然それがわからぬ。国会図書館に行つて私調べてみました。向うの議事録によつて見ましたら、新聞に出ておる通りはつきり同じような意味のことがその前の年の十二月二十九日に発病しまして、肺炎にかかつて、それからそれがちやうど一月の十五日に回復全快した。それからいろいろの何でお礼のために、宮中に第一お礼言上の上りまして、それからマッカーサー元帥のところにも上つた。それがたしか一月の二十四日なつた。そのときは十二時に上りまして約三時間、三時まで話をして、そのとき今までの話が——これは推察でありますのでわかりませんが、そのときに今の憲法九条の問題の話がそこに上つたのではないかと推察されるのであります。それでそれが、幣原総理からその戦争放棄に關する話をマッカーサー元帥に話したといふことは、その合同委員会におけるマッカーサー元帥の証言によつてはつきりしたことが、それからその当時司令部に、民政部にありましたいろいろな方がある。それはたしかリゾーというのがある。ホイットニーの民政局長の代理なんかをした方ですが、それらも話し、その後になつて幣原の提言によ

るのだといふことを話しておられました。それからワイルズという人がやはり著書の中に書いておられます。それがやつぱり幣原の提言である。そのワイルズという人はやはり民政局におつた人でありまして、書いておられます。それからホイットニーが民政局長自身で、それはロスアンゼルスでマッカーサー元帥の誕生日の記念会があつた。その後よつぱらあつたことですから、そのときにも同じようなことを言つていますが、それは主として、やはりホイットニーという局長がいろいろ書いたものであつて、そういうことで一月の二十四日の会見のときにそういう話をしたといふことが、そういう人たちのいろいろな話によつて私推察して、さうだろといふまことに推察しておるわけですが、直接聞いたのじゃないのですから——幣原自身が私にそう言つたのじゃないから、その点だけはつきり御承知を願ひたいのです。

それから憲法に關して枢密院に三月の何日かに政府が説明されたことがあります。そのときに幣原総理が總理としてまあいろいろ憲法の説明なつた。そのときに九条の問題に入つたときに、自分がかたい信念を持つてこれこれの内容を言つたんだといふことを幣原が説明したといふことが何の新聞に書いてあります。それは毎日新聞の何か局長をやつておる人で、何とかいふ本を書きまして、それをあとでその本によつて私見たのですが、まあそういう点ですね。それから、まあ大体そういうふうなことで、直接に總理が私

に、自分が言ったんだということはそれはおつしやらなかったけれども、今のマッカーサー元帥の証言とか、それから民政院におつた人たちのいろいろな話などによって、それから幣原先生が総理になられてから、もちろん私も毎日、朝夕自動車に同じく乗り合っておりましたが、東京のいろいろな町やなんか通過するときに、まだ焼け跡が方々に残っておつた。それを見るたびに、もう悲劇的な何となく、戦争のひどいことをもう非常に何している、痛感されている。またそういう意味で話もしておられる。それからどういふ場合でもですね、戦争というものはもうこんな悲惨な何となく来たから、絶対にこれにはやめなければならぬ。ほんとうに原子爆弾や何か戦争に使われる今日は、日本などではどうしたってこれを製造するということは財政上絶対不可能だから、だからこの戦争というものをもどこまでもなくさなければいけないというのをもうしよつちゅうり言っておられた。それやこれやでマッカーサー元帥の証言というものは、確かに、あれは幣原が少くともああいうことを言つたんだ、それから得てそれをしてああいうことになったのじゃないかと思われぬ節があるのであります。もちろん何でも、日本の憲法の草案というものは申すまでもなく、司令部の方で起草して、司令部の方から全部やつてきたものです。だからあの条項そのものがむしろ司令部の起草したもの多くなつておられます。それから日本の政府の方ではいろいろそれを選考し、研究し、相当修正した点もあつた。しかし結局日本の政府の憲法の草案になつたものでありますけれども

も、九条の今の戦争放棄の動機というものは、幣原が言つたということも確かに一つの何をなしている。あるいは幣原が言つて、マッカーサー元帥が全然考へていないことを言つたのじやそれはないかもしれません。マッカーサー元帥もそういうことを思つておつたかもしませんが、少くともあれは、幣原総理があれを提案したことが少くともあの動機の一つになつてゐるのじやないか、これは裏面の動機、そういうふうには私は考へさせられます。まあ大体……

○委員長(青木一男君) ただいまの御発言に対して御質疑のある方はどうぞ。

○廣瀬久忠君 岸さんにお伺いいたしますが、はつきりと直接にお聞きになつたことではないというふうに向うのですが、それはさうでございませうか。

○参考人(岸倉松君) 私は実は二十一年の一月の二十四日に総理のお供をしてマッカーサー元帥のところへ上つて、十二時から三時までお待ちして、そして一緒に帰つてきたんですけれども、そのときは私は、どういふことをあなたとお話しになつたというのを聞きませなんだ。というのは非常に長い間お話しになつておられるし、非常に疲れておられるから、車中ではそういうことを、事情を、私は特にそういうことを聞いて総理に御苦勞をかけるというふうなことをせなかつたのです。ですから従つて私はそのときに、元帥にこゝろを言つたんだというところは伺ひもしませんし、お話しもありませんでした。

○廣瀬久忠君 なお一、二点お伺いしたいと思ひますが、そうすると直接にお聞きになつたことではないが、二十一年の一月二十四日に肺炎がおなおりになつたお札に司令部をおたすねになつた。その際に長時間御会談があつたんだから、その際にお話があつたんだらう、こゝろを言つたに御推定をなさるわけだと思ひますが、そこで、それでありますと、ちよつとなお伺ひしたいのでありますが、マッカーサー元帥の証言及びこの司令部の何となく、リゾーとかいう方並びにワイルズですか、それからホイットニー、これらの諸君が、あるいは何か書いてあるようにですな。あるいは証言が、外交委員会で証言された。そういう際に、い

つどこでというふうなことが何か書いてあります。また幣原総理が戦争放棄の最初の発言をしたんだということを示すに足る時と場所というふうなものを書いたものがありませうか。

○参考人(岸倉松君) それはマッカーサー元帥の証言以外には、時と場所は全然書いてありません。

○廣瀬久忠君 そのマッカーサー元帥の証言の中には、いつどこで書いてありますか、それをちよつと御記憶ありますか。

○参考人(岸倉松君) それは証言の中にはいつどこにということを書いてないやうですけれども、その九条の戦争放棄に關するところは、幣原さんが自分にそれを申し出たというのをはつきり言つておられます。申し出るにつては、前には病氣しておられますから申し出る機会がないのです。あとになると、憲法に關する草案が向うから出て

きたあとですから申し出る機会がないのです。ただ唯一の機会というものは、一月二十四日に会つただけですから、その場所と日はそれによつて推測しただけです。はつきりマッカーサー元帥も一月の二十四日に云々ということはないと思ひます。

○廣瀬久忠君 そこで伺ひたいんですが、非常に大切なことは、二十一年の二月の三日に、大抵、ホイットニーに対してマッカーサー・ノートが出ておる、御承知のように。そのマッカーサー・ノートの中には何か書いてありますね、憲法を作ることに對してのいわゆる基本原則というふうなものをホイットニーに対して指示しておる。そのときの第一項は天皇のこと

で、第二が戦争放棄のこと、そこでですね、非常に大切なことは、その戦争放棄についてマッカーサーがホイットニーに指示したその指示は、ポリティカル・リオリエンテーションの中に書いてある。その動機が幣原総理の動機であつたのか、発言によるものかどうかというところが、非常な一つの問題点であると思ひます。そうすれば二月三日以前というところに会つたのであれば、あるいはそういう疑いも起きますと思ひます。このお話によると一月二十四日というのです。ですから一月二十四日というところと二月三日の前、それが前であれば、あるいはそういうことがあるのかもわからぬという感じもする。ところどころにかくそういうヒントがあつたか

なかつたか、それは別問題だが、今日公けの文書としてポリティカル・リオリエンテーションの中には、マッカーサー元帥の指示としてこれはもうはつきりと公文で出ておる。その結び

つきがどうかと、こゝろがどうかと大切なんです。ところで私が場所と時を伺つたんだが、場所はまあ司令部であるというところは今の言葉でわかる。しかし時は、マッカーサーの外交委員会における証言においてもはつきりしない。非常にそれが困つたことで、一つの問題、そこでまだ伺ひたい。マッカーサー元帥とお会いになつたことは、二十四日以後は憲法草案が突きつけられて、十八日かあのころに会つたわけですが、その間は会いませうか。

○参考人(岸倉松君) 私が大体あの当時の日誌をつけておるのですが、その以後は、三月のあの何が出てくる前は会つていないように思ひます。

○廣瀬久忠君 それからなお伺ひしますが、この問題は、日本の最も大きな文書として現われているのはたしか外交五十年史なんですね。あれは外交五十年史の中に書き入れてあるが、これはどういふような根拠か、推定をあのまゝお書きになつたものでしょうか、どういふものですか、これは非常に重大な問題です。

○参考人(岸倉松君) 外交五十年史に書いてあることは、今ちよつと事実を記憶しておりませんが、やっぱり私今申し上げた以外には事実がないやうです。

○廣瀬久忠君 それでは一つ、そういうお話であると非常にはつきりしないので、いつどこでおつしやつたかというところがはつきりしないと、あの推定だけは、御推定になつておるのです。が、非常に困つたことは、重大なことは、当時の閣僚のある人の意見、並びにことに憲法担当であつた松本國務大

絶対放棄、自衛の戦争まで放棄だといふことが幣原さんの主張なるもののごとくに解されることは、あるいは御本人のお考えじゃなかったのだからと、こう私は思う。その点はどうかお考えですか。

○参考人(岸倉松君) その前にもう一言ちょっとつけ加えて申し上げたいのは、一月の二十四日に幣原総理がお会いたしときのマッカーサー元帥の心情です、それは今申し上げた通り、幣原総理から今のような気持ちで申し上げた。ところが一方マッカーサーが——これは書いたもので読んだから事実かどうかはわかりません。マッカーサーが、自分は今まではずっと軍人で、戦争ばかりやってきた、戦争戦争でやってきた。ところがどうも戦争の悲惨なることといふものは自分にはしみじみ何した。だから何かそれ以外に一つ何かとらなければいかんという考えを持っておるところに、幣原さんがそれを述べたものですから、そこで戦争放棄というところまで憲法に掲げるようになったのじゃないかと思うのです。それからもう一つは何ですかね、あの方は……

○廣瀬久忠君 今、私が伺ったのは、つまり自衛の戦争、自衛権の行使といふものはい、侵略戦争といふものは、これは絶対にいけない、つまり国際紛争の解決の手段としてはいけないのだ、それは幣原さんもわれわれもそうだと、ところがこの問題がいづれも問題になるので、自衛権の放棄にまでいくのだ、そういうところまで幣原さんはヒントを与えたかのごとく考えられる点があるから、この点はあなたはどうかお考えになるか。

○参考人(岸倉松君) 幣原総理が方々で演説したものに言いますと、それは戦争放棄のことをはっきり言っておるのです。演説の中で、戦争はもうやっちゃいかなということを言ったのです。しかしそれは、ことに原子爆弾や何かの発明された今日、日本はどうしてもそういうものを作り得ないじゃないか、ことに終戦の今日は財政的にも戦争といふものはこれから絶対に無理……しかし国内にいろいろな治安を乱すようなものや何か、その当時よく国内革命をやるなどという風説が方々にあつたのです。だからそういう国内の秩序を乱すようなものを防ぐために必要な自衛隊といふんです、警察隊といふんです、そういうものはそれは必要だ。従つてそれが使用する武器といふんです、今まではピストルだけでやつておつたのでしょうけれども、これからはなかなか国内の治安維持にも相当の武器が要る。それは必要だといふことは、各所における演説の中に公然と書いてあります。

○廣瀬久忠君 それで今の治安維持といふことに力を入れておっしゃるが、要するにその言葉は、別の言葉で言えば、わが国を安全に守るといふことはやらなければならぬのだといふことは私は解するのだと、こう解釈するのですが、それはそういう意味でありますか。

○参考人(岸倉松君) そういうことをはっきり言いませんが、戦争はとにかく、国内の秩序維持のために警察隊のようなものはそれは必要だ、それから……

○廣瀬久忠君 もう一言だけ。こういうことを最後に言っておられます。これはいよいよ向うの司令部の草案を受諾しなければならぬといふことにきまつたときに、閣議の終る直前に、幣原さんはすこぶる沈痛な顔をしてこういうことを言っておる。これは芦田君の書いたものですが、「かような憲法草案を受諾することはきわめて重大な責任であり、恐らく子々孫々にわたるまで責任は残る。この案を発表すれば一部の者は喝采するであろうが、また一部の者は沈黙を守りつつ心中深くわれわれの態度に憤激するに違いない。しかし今日の場合大局の上から見て外に行くべき途はない」と言われた。これを聞いて閣僚一同は黙然とした。これは三月の初め、最後のものです。ここで一つあなたに幣原さんの心境を、あなたが常にそばにおつて幣原さんを見ておられて、どういう工合にこの幣原さんの、一部の者はかっさいするが、他の者は心中深く沈黙を守りつつ憤激するであろうと言われたその心持です、あなたはどんな工合にお考えになりますか。

○参考人(岸倉松君) どうもその点は意味深長で、はっきり私の考えを申し上げかねます。

○廣瀬久忠君 私の質問はこれで……

○千葉信君 岸さんにお尋ねをいたしますが、先ほど委員長からもちよつと触れられましたようですが、岸さんに来ていただきましたのは、社会党の推薦によつて来ていただくことになりました。さつきもあなたは一体何を聞かれるのか、どういふ問題についてお話をすればいいのか、実はあらかじめ自分としては用意もしてこなかったの

でと、こう言われました。全くその通りだと思ふのです。私ももし親切なやり方をするとなれば、もしかまた自分たちの希望を率直にぶちまけるとすれば、これはもとより当然私どもの方から事前にあなたに御連絡を申し上げ、そして今日の参考意見等について十分御用意を願う筋合のことです。が、実は私どもとしてはなるべくあなたにその思い通りの正直なお話を伺いたい、それがやはり最も客観的な立場から判断するものにとつて公平な結論を出すことができるのじゃないか、まあこういう考え方から事前に何らの御連絡を申し上げなかつた次第です。その点は一つ御了承を願いたい次第です。

ところが先ほどの参考意見なり、それからまた今廣瀬委員の方からいろいろな角度からの質問がありました、全体を通じて私どもは全く期待した通りにあなたはいつば参考意見を出されましたので、私は非常にその点については心強いものを感じております。ただ若干真相をはつきりつかむために少しお尋ねをしたことは、幣原さんが軍備の放棄あるいはまた戦争の放棄といふことについてまあ当時のマッカーサー司令官との会談なり、もしくはまた憲法問題についてのお話し合いのときに、どうも私どもの知つてるところでは、そういう会談の内容について若干岸さんにお漏らしになられたような印象を従来持つておりました。どういふ点からといふと、毎日新聞に笠井重治さんという方がおられます。この方がマッカーサー元帥に、一体あなたはほんとうに第九条を示唆するときに幣原首相の方から話があつ

て、自分もそれに賛成したのだということだが、その通りでございませうかという文書をマッカーサーに送つたわけですね。ところがそれに対してマッカーサーはその通りだといふ返事をよこしたのです。ところがその文書を笠井さんが出される前に、岸さんに会われて、その事実についてあなたに聞いていることになつてゐるのです。それに対してあなたはその通りだといふことをおっしゃつたといふことになつてゐるが、この点について御記憶がないかどうか……

それからもう一つの点は、幣原さんが病氣のときにベニシリンをいただいたので、そのお礼のために総司令部でお会いになつた。そのときの会談は非常に長いもので、あなたはちやうどその会談は三時間ぐらゐといふことを言つておられますが、ホイットニーの立ち会つていたそのときの経験からいふと、ホイットニーは、そのときはまあ二時間半といふことで、時間は若干食に違つてゐるが、時間の食い違いは大したことはありませんけれども、その第九條の關係の問題で、マッカーサーと幣原さんが会われた日は一月の二日の正午だと、こう書いておる。岸さんはその点については、今までずっと日記をつけておられて、その日記には一月の二十四日と、こういうことになつた。いまお話がありました。実はその一月二日正午、幣原首相とマッカーサーとが会談をしたといふことについては、ホイットニーはアメリカのライフ誌にこうはつきりと書いておられます。一九四六年一月二日正午、時の幣原首相が、マ元帥に病氣のときベニシリンをもつた札を述べにきて、マ元帥と二人

で二時間半にわたり会談をした。そのすぐあとホイットニー少将がその席に入っていくと、新憲法の話が出て、幣

原首相は、ぜひとも戦争否定の条項と軍備をしない条項を入れて、二度と再び軍国政治や恐怖政治にあつ戻りしないようにせねばならない云々と信念を披瀝したので、元帥は思わず立ち上つて、この老人の手を握り締めた。この

老人というのは幣原首相です。こう具体的内容についてもホイットニーは書いておられる。まあこの内容については、あなたが先ほど来証言された、参考意見として述べられた事実と全く符合する。ですからあなたが推測だといふことになりながらも、私はこれはもう否定できない事実だと考えざるを得ない。そこで第一問の、前に笠井

さんのお話のときには、あなたはそういう事実はあつたという証言をしておられますが、それは一体あつたかどうかという証言だつたのか、笠井さんの言っているように、その通りあつたといふことを言われたのか、それから第二の点については、ホイットニー少将の言っておられるこの……内容はいいのです、内容はあなたの言っておられる通り、ただその日付が少し違ふもの

ですから、当時御病氣なんかを幣原首相されておりましたので、日付の点では、どうも病氣の關係等からいっても食い違つてくるはずがないと思うのです、その点どうですか。

○参考人(岸倉松君) ただいまの御質問の第一点の、笠井君に対してのお話ですが、これは私がさつき申し上げた以外には全然言っておりません。なぜならば、そういうことはなかつたのですから、私がさつき申し上げたことは

事実なんです、それ以外には笠井君に何も申し上げておりません。

第二点の、一月二日の話は、これは幣原総理の病氣は肺炎で、一月二日はまだ熱があつて苦しんでいる時代です。まだ病床にあつて苦しんでいる時代です。一切の人は面会謝絶です。十二月の二十五日の夜病床につきまして、そうして二十六日にたしか元帥

からお見舞のためにケンドリックという人が来た。そこへベニシリッソを持つてきて、わざわざ来たものですから、私の方の侍医は聖路加病院の橋本院長です。それが来ておりました、私と相談しまして、せっかくケンドリック侍医が来られた。そのまたまた婦

のもどろかと思つたから、総理に伺つて、もし差しつかえなければ一病氣をみてもらおうといふことで相談しまして、総理に伺つたところが、いや、それはぜひそうしてもらいたいといふことで、それでケンドリック大佐がみたわけだ。その結果、たしかにベニシリッソを打つた方がいいといふこと

で、それは聖路加病院の副院長の日野原という人、それがベニシリッソを打つたんです。その当時は、非常に性能の高い、日本にはない、三十万単位の高でありましたけれども、二時間置きにやりました。それで最初は非常に白血球が多くて、赤血球が非常に少

なつた。その注射の結果非常によくなりました。だんだんよくなつてはおりまして、たけども、一月二日にはまだ病氣が重い、それで病床にずっとあつたのですから、ほかの人は絶対に面会謝絶、だからホイットニー准将のお話は記憶違いだらうと思ひます。

○千葉信君 大体この日にちの食い違ひについては、あなたが始終そばについておられたのですから、それはまああなたのおつしやる通りで、従つてホイットニー少将は日にちの關係についてはおそろく勘違いをしておられたのだらうと思ひます。

そこで、次にお尋ねしたいことは、先ほど廣瀬さんの質問にお答えになられて、当時幣原首相は、憲法制定後において、所々方々を講演して歩かれて、その講演の際にも、やはり当時のまだ騒然たる国内状態を見て、国内の治安という立場からまあ警察予備隊といふ立ち場からの一つの権力といふ

か、実力といふか、そういうものは持つべきだといふ意見ははつきりと表明されておつたけれども、それ以上、たとえば戦争とか……もちろん戦争となれば、これは侵略戦争も自衛戦争も戦争といふものに差別はないわけですから、戦争をやらぬといふことになれば、これはどちらとも同じである。従つて、そういう戦争をもうわれわれ

はやつてはいかぬといふ考え方は、原少将の経歴をしてみても、しかも日進月歩の形でそういう戦力が想像も及ばないような状態に発展していく段階においては、なおさら戦争なんぞといふことはやるべきじゃないといふ信念を幣原さんがお持ちになつておられた……、この点もう一度はつきりとお

答えて願ひたい。

○参考人(岸倉松君) 戦争はもう絶対にやるべきじゃないといふ信念は、日本終戦以後に特に深くそれを持つておられたようですけれども、御承知の通り、幣原さんは外交官として長い経

歴の間、たとえば外務大臣として、先生の対支方針や何かにしても、戦争といふことに全然訴えないといふ建前であつたからして、だから大使として外務大臣としても、外交問題の解決のために戦争に全然よらぬといふ建前でした。ことにそういうことを、平和主義の人であるといふことを固く信

じておられたのは米国の方面です。これはあまり世間は知っておられないようですけれども、一体外国人であれど信頼を博した人はおらないだらうと私が思う一つの例は、アメリカとドイツが、これはむしろ大戦争の前ですが、もし戦争になつたら世界戦争になる、だから絶対これを防止しなければならぬ、だからそういう場合にどんな問題でもアービトリションにかけてきめなければならぬ、そのアービトリションにかけてきめる場合には、第三国の人が要するのだ、だからアメリカとドイツが戦争をしないかぬとい

うのでアービトリターになるのがドイツから二人、アメリカから二人、その委員長になる人を第三国から選ぶのにだれをしようといふので幣原先生に頼んだ、ああいう世界最大国のいろいろな問題を仲裁にかけてやるという場合、その委員長を幣原先生に委嘱したといふことは、いかに先生が平和主義に徹底しておつたか、しかもそれがアメリカの上下に非常に信頼されておつた消息だらうと思ひます。だから外交官としても、政治家としても、その平和といふことは先生の非常な信念です。

それからあとの警察力とかあるいはそういう点ははつきり先生はどういうことをとおっしゃいませんかでしたか。

○参考人(岸倉松君) 実はそういう点について伺つたことはないのですが、その被害の甚大から戦争といふものはもうやめた方がいいといふことは何しとおつただけであります。それであつた憲法に規定になつて出ること、それはもう予期してゐなかつた……。

○木村篤太郎君 私のお聞きしたいのは、非常に私も幣原さんかわいがつて下さつていたのでよく知つてゐるのですが、気持はわかつてゐるのですが、松本草案ができましたね。その松本草案に対して幣原さんが反対であつたか、また賛成されておつたかといふことを聞きたいのです。

○参考人(岸倉松君) それはもう賛成です。

○木村篤太郎君 そこでもう一点お聞きしたいんですが、あの現在の憲法です。あれは御承知の通りリゾーが作つたんです。リゾーが草案を出してきたときに、幣原さんがどういう気持でおられたか、賛成されておりましたか、反対されておりましたか。

でも、国内秩序の維持のためにはどうしても警察力が必要だ、だから警察力といふのは昔の警察力じゃないかぬ、やつぱり適当な新しい兵器は要るだらうといふことは言っておられましたけれども、どの程度かはつきり私もつきとめておりませんでしたからどうぞ……。

○木村篤太郎君 岸さん、松本草案できたこと御存じでしょうね。あれに対して幣原さんどういふ感じを持つておられましたか、賛成されていきましたか。

○参考人(岸倉松君) 実はそういう点について伺つたことはないのですが、その被害の甚大から戦争といふものはもうやめた方がいいといふことは何しとおつただけであります。それであつた憲法に規定になつて出ること、それはもう予期してゐなかつた……。

○木村篤太郎君 私のお聞きしたいのは、非常に私も幣原さんかわいがつて下さつていたのでよく知つてゐるのですが、気持はわかつてゐるのですが、松本草案ができましたね。その松本草案に対して幣原さんが反対であつたか、また賛成されておつたかといふことを聞きたいのです。

○参考人(岸倉松君) それはもう賛成です。

○木村篤太郎君 そこでもう一点お聞きしたいんですが、あの現在の憲法です。あれは御承知の通りリゾーが作つたんです。リゾーが草案を出してきたときに、幣原さんがどういう気持でおられたか、賛成されておりましたか、反対されておりましたか。

○参考人(岸松雄君) どうも私はその点はつきりしませんが、賛成も反対もなく、いやおうなしに受け取られたんじゃないかと思いますが……。

○木村篤太郎君 それでけっこうなんです、いやおうなしに受け入れたという事です、わかりました。

○委員長(青木一男君) 質疑は予定の時間の約倍かかっておりますから、この程度にしておきます。今度の質疑はみんな済んでおりますから、二、三十分程度に質疑をとどめるといふ——非常に超過しておりますから質疑はこの程度にとどめます。(委員長、委員長と呼ぶ者あり) あなたの方の代表者が質問されておるんですから、質問はこの程度にいたします。岸さん、どうもありがとうございます。誰が質問しておる「質問させたらどうか」と呼ぶ者あり。質問の時間は委員長におまかせをいたしておりますから……。

(代表質問というのをだれがきめた「私の質問をなぜ許さないんだ、あと言質問するのを」よけいなことを言わなくてもいい「ちよつとやらせなさいよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(青木一男君) 大西さんに……「そんな一方的な運用はいかんよ」と呼ぶ者あり。初めから委員長におまかせをいたしております、時間が超過しておりますから……。大西君、お願いいたします。大体二、三十分以内にとどめていただきたいと思います。

○参考人(大西邦敏君) 私は憲法改正の緊急に必要であることを痛感しておりますので、憲法調査会法案が通過して、実際にすみやかに憲法の改正の調査がなされることを私は期待しております。

で、私が強く憲法改正を考えておりますのは、皆様のお手元にすでに衆議院と参議院の法制局、国会図書館の立法調査局及び内閣の法制局のこの四者の協力になる諸外国の主要な憲法三十ばかりの日本訳がすでに完成されました、皆様のお手元に行っているという私は拝察しております。でこれらの諸外国の三十の憲法をくらんにしますと、いふと、いずれもそれは民主国家の憲法でございます。しかしながら同じく民主国家の憲法でございますところのわが国の現行憲法と御比較になりまするならば、そこに非常に相違のあることを御発見になると考えます。すなわちこれは一体何を意味するかと申しますと、民主主義という目的は一つでありまして、これを実現する方法は実にあまたあるものであります。だから各国において民主主義をば理想としながらも、これを実現する方法にはいろいろの方法をとつておるのであります。で、私が強く申し上げたいのは、方法は幾つもあるが、しかしその方法のどれでも採用しても民主政治が成功的に運用されるものではないんだということとであります。民主政治が成功的に運用されるためには最もよい方法が選択されなければならぬのであります。もしもよい方法を選択するでなければ、すなわち誤った方法が採用せられるならば、民主政治を実現しようとする理想が実は達成されないものであります。私は幾ら繰り返しても繰り返してさざるというのではないと考えておる外国の事例を、ここにごく簡単に申し上げますが、第一次世界大戦後、今日と同じように世界的に民主政治が最善の

政治形態であるという声が非常に高まって来たのであります。そのときに、ヨーロッパだけに例をとりまして、実に十一カ国の多きにおきまして民主的な新憲法が制定されたのであります。はつきり私は証拠を申し上げてみますと、一九一九年にはポルトガルで民主的な憲法が制定されました。次に一九一九年、御承知のようにドイツでワイマル憲法が制定され、二〇年にはオーストリアとエストニアで新憲法が制定され、二一年にはポーランドとユーゴスラヴィアで新憲法が制定され、二二年にはラトヴィアとリトワニアで民主的な憲法が制定された。二三年には従前の非民主的な憲法が廃止されてルーマニアで民主的な新しい憲法が制定されたのであります。翌々年の一九二五年にはアルバニアでこれまた民主的な憲法が制定されました。二七年にはギリシャで従前の憲法が廃止されて新しい憲法が制定された。すなわち以上十一カ国において民主的な新憲法が制定されたのであります。

で、民主的な憲法でありますから、その趣旨はすなわち言うまでもなく、民主政治を成功せしめよう、これが最善の政治形態だから、この民主政治を採用して国民を幸福にしようというので、民主的な新憲法で制定したのであります。ところが第二次世界大戦に入ると、この十一カ国におきましては全部民主政治が崩壊を来たしたのであります。私はこの事実は皆さんに十分に慎重にお考えを願いたいと思ひます。すなわち一九二二年にはイタリアで御承知のようにムソリーニ政権が現われて民主政治が崩壊した、翌年の

二三年にはスペインで民主政治が崩壊した、二六年にはリトワニアとポーランドとポルトガルで民主政治が崩壊した、二八年にはアルバニアで民主的な憲法が捨てられた、二九年にはユーゴスラヴィアで民主政治が崩壊して、民主憲法そのものも廃棄されてしまったのであります。三三年にはドイツとオーストリアで民主政治が崩壊した。三四年にはブルガリアとラトヴィアとエストニアで民主政治が崩壊した、三七年にはギリシャで民主政治が崩壊した、三七年にはルーマニアで民主的な憲法が廃止されて、これまた民主政治が崩壊を来たした。これは一体何を意味するかという、申すまでもなく、これらの国家は民主的な憲法を作ったのでありますけれども、しかしながらこの民主政治を成功的に運用せしめるに足るような、そういういい規定を憲法は実は規定していなかったものであります。民主的な憲法を採用したからといって規定が悪ければ、とうてい民主政治は成功するものではないのであります。

実は民主政治が成功するには非常に重要な条件があるのであります。一つは国民が非常に民主的な国民でなくちゃならない。国が富んでいなくちゃならない。その富が国民の間に平均して分配されていなくちゃならない。こういうきわめて重要な条件が必要なのであります。また民主政治は最善の政治形態ではありませんけれども、自由と平等を両立せしめることは困難であるという欠点があるのであります。第二番目には、民主政治はややとすると衆愚政治に陥るという欠点があるのであります。第三には、民主政治

におきましては国政の能率が著しく低下を来たすという欠点があげられております。第四番目には、民主政治には浪費がなされる、国費の浪費がなされる。第五番目におきましては、民主政治にはボスとかあるのはデマゴークとか、あるいはアジテーターとか、あるいはフラッターというやからがおのれをたくましくするといふ欠点がある。それから第六番目には、民主政治におきましては、民主的な国民があつて民主政治が成功するのでありますからして、教育ということがきわめて必要なのでありますけれども、民主政治におきましては国民が腹のふくれるといふことに走るがために、重要な次代の青少年をば教育するといふこの教育が輕視されるという欠点があるのであります。従つて民主国家におきましては、その憲法で実はこの必要な三つの条件を与えるような規定をしなければならぬ。また民主国家におきましては、その憲法で民主政治に内在するところの今あげました六つの欠陥をば除去するよう規定を施さなければならぬのであります。

ところが、今あげました十数カ国の憲法を私は持つておりますが、これを見てみますと、この民主政治の成功に必要な条件を与えるべき憲法は何らの規定をしていない。かつまたこれらの憲法はすべて民主政治に内在する欠陥をば未然に防止するといふ企てを何らしていない。ですからいかに民主政治が最善の政治形態であると考えて民主的な憲法を作りましたも、その方法が誤つておりましたら、民主政治は実は結ぶべきがないのであります。国民は民主政治のもとにおいて幸福になると期待しておつたのであります。

が、案に相違して国民のこの大なる期待は裏切られてしまった。そこに右あるいは左の独裁政治が国民に訴えた。国民はわけもなくそれにつられていて、ここにこれらの国家におきまして全部民主政治が崩壊したのであります。

で、私は今の日本の憲法を皆さんに十分に御検討願いたいと思いますが、果して今の憲法、この民主政治を成功に導くような、すなわち民主政治の成功に必要な前提条件を与えるべき考慮を払っておるか、また民主政治に内在するところの欠点をば除去すべき考慮を払っておるか、私は不幸にしてそのような規定が今の憲法になされていることを発見することができないのであります。

じゃ一体なぜこんな憲法が制定されたのか。これは言うまでもなく御承知のように、今の憲法の原案を作る場合、アメリカでほんとうに憲法の専門家がこれに参加したという実事をわれわれは不幸にして知ることができない。またほんとうにいい憲法を作るといふのであるならば、十分に時間をかけなくちゃならないのでありますけれども、実に短日月の間に今の草案が作成された。しかも御承知のように、言うまでもなくその当時は世界的に対日悪感情がびまんしていたときである。また世界の各国は日本に対して大なる警戒心を持っていたときでありますからして、何とかして日本をば無害な国家、無力な国家にしようとする意識が強かったことは、これはもう想像するにたかたかたないのであります。それらが全部結合いたしまして今日のこの憲法が制定された。従って今日のこの憲法

にほんとうに民主政治を成功せしめる条件が備わっていないことは言うまでもなく、また民主政治に内在する欠陥を防止することに何らの配慮もなされていないことは当然であると考えるのであります。またわれわれがもしこの民主政治が最善の政治形態であると考えるならば、われわれはすみやかにこの憲法を改正いたしまして、この民主政治を成功に導くところの条件をすみやかに日本に与える、そしてこの民主政治に内在するところの欠陥をすみやかに防止するようにしなければならぬと思います。そうでなければ、われわれはあとに待っているのは、すなわち民主政治がもしも日本において崩壊するならば、私は先ほどの十数カ国に政治が崩壊したたのであります。ならば、私はそれは例外として看過することができたのであります。しかしながらその十数カ国の国においてせつなく民主政治を採用しながら、すべての国家においてこの民主政治が崩壊したというものは、同じ原因があるならば、日本においても同じ結果が生ずるということを私はおそれているものであります。それはもはや歴史的な一つの法則となつていて考えるのであります。従って今日の日本の憲法を私は長く維持する限りにおきましては、日本において遠からず民主政治が崩壊するのじゃないかと私は憂慮に堪えない。もしも日本において民主政治が崩壊したら一体どうなるか。あとにくるものは、これは近代的な政治形態としては右か左の独裁政治しかない。右の独裁政治も左の独裁政治も実は国防を重要視しております。それらの国家におき

ましては、兵役の義務は名譽ある神聖な義務とされております。従つてもしも日本が独裁国家になるならば、大軍の強制、大徴兵制の実施は私は必至の運命だらうと思ひます。従つてわれわれがほんとうに平和主義をとうとうとするならば、むしろ民主政治を維持して独裁政治になることを私は防止しなければならぬ。ところが今の憲法を維持する限りにおきましては、民主政治は維持することができないとするならば、何としてもすみやかに日本において早く今の憲法を改正せしめなければならぬと私は強く確信をいたすものであります。

これが実は私が強くこの憲法改正を主張いたしております理由でございますが、御参考になりましたかどうか、この点はしかしながら諸外国の多くの国家の事実が教えているところでありますから、十分に御検討をお願いしたいと存するのであります。

○委員長(青木一男君) 質疑のおありの方は……

○堀真琴君 ただいまヨーロッパの民主的憲法が制定された、その憲法が第二次大戦までの間にほとんど全部崩壊してしまつた、その崩壊の事由についてきわめて要約的にお話があつたのであります。たしかにおっしゃる通りドイツを初めとして、ヨーロッパの国々で新しく民主的な憲法が作られたことも私も承知しております。たとえば私ドイツの場合をここで考えてみたいと思ひます。ワイマール憲法が一九一九年に成立して、そしてあれがヒットラーの実現した一九三三年には、ほとんど事実上なくなつてしまつた。今のお話ですと民主政治が成立す

る条件として、三つの条件をあげておる、ドイツその他の憲法にはこれらの条件について何ら考慮するところがなかった、そこへもつて来て民主政治に伴ういろいろな欠陥がある、そのために崩壊した。こういうお話であつたのであります。私はワイマール憲法を今持つておりませんが、ワイマール憲法の中には経済的な問題に関する規定が、もちろん具体的な規定はありませぬ。経済生活に関する規定が何カ条かあそこにあげられておつて、そしておっしゃる通りの富の分配等について、一応の方針は出されておつたと思ひます。従つて条件として考えられておる富の問題、あるいは民主的な国民がその根底になければならぬというお話ですが、民主的な国民の基準というものはどういふものかよくわかりませんが、とにかく一応ヨーロッパ的な民主主義の教養を持つた国民であつたということとは私言えると思ひます。ことに社会的に一八三二年御承知のような変革の中に生きて来たドイツ国民ですから、他方ではドイツチュウズムというものもありましたけれども、しかし国民そのものとしては民主的な教養を持つておつたと思ひます。ことに社会民主党が成立して以後のドイツにおいては、御承知のような状態になつて来たと思ひます。民主政治の条件として三つの条件が私も必要と思ひますけれども、しかしワイマール憲法の中には、私はその点はかなり考慮されておるのではないかと、憲法の条文を一々申し上げるのといふと思ひますが、手元がないのですから申し上げることはできません。そうすると、民主政治に伴うところの欠陥はあつたのであります。

が、私はむしろ、ワイマール憲法が崩壊したのは、そういう憲法を実現すべき条件というより、もちろんあなたにあげられておる条件ですが、条件というもののほかに国際的な国内的な事情、たとえば社会構造上における事情であるとか、あるいは国際的な事情であるとか、あるいは賠償問題めぐつてのドイツ国内の事情であるとかいったようなもの、それと社会構造上のたとえば階級的な問題というやうなもの、むしろ私はドイツのワイマール民主政治を崩壊せしめる原因になつたのではないかとと思ひますが、その点はいかがでしよう。

○参考人(大西邦雄君) ワイマール憲法は、堀さんが御存じのように世界的にまことにいい憲法であるとして、民主的憲法であるとして、その当時は絶賛された憲法であります。しかしながら、今日御承知のようにドイツのボン憲法が制定されておりますが、ボン憲法とワイマール憲法を比較した研究が今ドイツでは盛んに行われております。この新しい今のドイツの憲法の根本思想をなすものは、これはワイマール憲法に対する批判であります。従つてワイマール憲法は実は非常に絶賛された憲法でありますけれども、今にして考えれば、ドイツ人自身も反省しておるわけですが、今にして考えれば、あまたの重大なる欠陥を含んでいた。たとえば民主国家の国民に必要な性格であります、非常に国民は勤勉であるといふことを要求される。あるいは国民が理性的でなければならぬといふことがやはり要求されております。が、こういう点を見ても、私もヒットラーが政権を取りましたその

直後にあちらにたまたま行つたのでありますが、実際に見まして、やはりその当時のドイツ人というものはわれわれの目からはとても勤勉な国民であるとは実は考えられなかつたのであります。それから理性という点も、それがイギリス人とかあるいはスイス人とかいうようなものと比較しますと、やはり理性において非常に欠けるところがあつた。非常に感情に動く要素があつた。まあヒトラー政権がドイツにおいて容易に生まれたということとは、ドイツ人が理性的でない、多分に感情的でなくして感情的であつたということがやはり言えるのではないかと思ふのであります。そういう点からしまして実はドイツ人は必要な民主国家の国民たるの適格性を持たなかつた。それから言ひまでもなく、天文学的数字に上る損害賠償を押しつけられたドイツには、実際には富がなかつた。この富を蓄積するためにますます貧乏になつた。また一方において国民に自制力がないというのでありますから、とてもドイツは立ち直ることができない。憲法は、今第二次世界大戦後、世界で六十ばかりの憲法が制定されておりますが、非常に憲法で自発的に自分を富ますため、国を富ますために働けというところが非常に強調されておりますが、しかしながらドイツのワイマール憲法は、この富を作る原動力でありますところの勤勉さというものは、勤勞の重要性というものは実は強調してない。ドイツは第一次世界大戦後初めて民主政治を採用したものでありますから、今まで国民に課していた義務、拘束というものを一足飛びになくしてしまつた。そこで国民は非常に憲法上で

は広範な自由というものが与えられた。そうしますと、国民はすぐの自由というものは何でも自分の思うことをなし得るものだと思つてしまつた。そういうわけで民主的國民たる自覚がないわけでありまして、必要な富もできない。富がありませんから、この平均化された富というものは國民の間になかなかできない。そこに民主政治の社会的な条件が備わらぬ。こういうことで社会的な条件がなかつた。それからまたドイツの憲法はデモクラシーの理想に走つたものであります。従つて民主政治に一体どんな欠陥があるかというところは十分に調べてもおりませんし、従つてその欠陥をば防止するような規定というものは、これはまあ全然見当らない。今の第二次世界大戦後の憲法を見ますと、今と、実に國家の憲法、二十四カ國の多きにおきまして憲法で教育の基本方針なんかを示してありますけれども、しかしながらドイツの憲法はそういうものはなかつた。また議会の権限は実に野放しの状態であつたし、それから國民は与えられた自由というものを、あるいは集會、結社の自由というものを非常に乱用した。これが実はワイマール憲法のもとにおいてナチスは、ひさしを借りておもやを取つたという結果になつたのであります。そういう点で非常に憲法では必要ないデモクラシーの欠陥を除くという点においてやはり配慮がなかつたとは私は考えております。

○堀眞琴君 私に議論をするつもりはありませんが質問だけ申し上げます。今の御説明なんですが、まだちょっと、私が主としてお尋ねしたかったのはですね、国内の事情もありました。しかし國際的な事情もワイマール憲法の崩壊の点においては非常に大きな影響を与えて崩壊せしめた。たとえばヒトラーの運動とか、ヒトラーはおつしやる通り感情に訴へた面があると思ひます。賠償問題であるとかそれからドイツ・チェコスロヴァキアというものを復活するといつたような意味においては非常に感情に訴へておりますが、しかしもと大きな國際的な観点から申しますと、今おあげになつたドイツその他の國々、ドイツとオーストリアは、従来の國家です。あとの國家は大體において新興國家です。ちようど經濟的な危險の段階に入つてゐる。そういう國々ばかりでなくて、ファシズムといふのは當時においてはフランスにおいても、あるいはスペインやポルトガルにおいても、その他の國々においても一様に起つてきたわけなんです。しかしフランスでは一九三四年から六年でこのフロン・ポビュール運動がそれを阻止した。それからスペインでもアザニヤ政権ができて、一時これを阻止することができた。しかしあとでフランコの政権に倒されてしまひましたけれども、國家の基礎の固かつたところでは一応ファシズムを食い止めることができた。しかし基礎の弱い國では、民主憲法を持つておつたにしろ、必ずしも十分にファシズムに対する抵抗を持つことができなかった。イギリスにもあつたし、アメリカにもあつたことは御承知だと思います。私はそういうファシズムがとにかく民主的な憲法を崩壊せしめたのだ、こゝろ見ていいじゃないかと思ひますが、その点が一つ。

それからファシズムが単にドイツとかあるいはオーストリアとかあるいはその他の新興國家においては成功しましたが、しかしその他の國々でも一様に起つてきたのではないだろうかといふこと、それからファシズムが起つた根底といふんです、社会的な基礎といふか、そういうものについてはどのような御見解を持っておりますか、それをお尋ねいたします。

○参考人(大西邦敏君) ドイツ、イタリア等におきましては、ファシズムが出たといふことは、やはり憲法で民主政治を成功せしめるような規定をしていなかった。それで民主政治は実はそのもとにおいて國民が期待した通りに幸福にならない。従つて國民は民主政治にいや氣がした、そこへ私はファシズムが乗じたのであらうと考えます。ところがファシズムの運動が起きましたけれども、たとえば、イギリスのように、フランスのように、アメリカのように起きましたけれども、しかしながらこのファシズムによつて乗ぜられることなく済んだことはやはりこの民主政治の成長に必要な条件を持つてゐるとか、あるいは憲法、または憲法でなくとも、今までの長い間の法律によつてこの民主政治の欠陥を防ぐようないろいろの努力をしておつた。そのために國民が民主政治に満足しておつた。だから、また國民は理性的であつた。ですからそれらの國家におきましてはファシズムがいかにかに宣伝してもこれが成功しなかつた。私はむしろ憲法、少くとも憲法を体する限りにおいてはそうだと思ひます。もちろんやはりいろいろのお説のよゝうな國際的な客觀情勢もいろいろ

あつたと思ひますが、憲法を中心として考えますといふと、私はやはりそういう原因がやはり憲法にあつた、こゝろ解していいのじゃないかと思ひます。

○堀眞琴君 重ねてお尋ねしたいのですが、ドイツのワイマール憲法をとつてみますと、私は民主政治を実現するための規定が決してないとは申されないうと思ひます。むしろワイマール憲法の中にはかなり詳細な民主政治を実現するための規定が存在しておつたと思ひます。しかも先ほど申し上げましたよゝうな、經濟生活に関する民主化といふものを実現するための規定までが、あつた中に含まれております。従つてその点から申せば、民主政治を実現せしめるところの規定がなかつた、それがファシズムの乗することになつたのだ、少くとも憲法の面から言へばこゝろのお話であります。その点どうも私は納得ができません。もう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○参考人(大西邦敏君) たとえば非常に重要なことはまず第一に、國民が民主的な國民たるの適格性を持たなかつたと思ひます。それは日本の現在と同じよゝうなんで、日本も新憲法になると急速にとかく今までの拘束された自由といふものが全部解放されてしまつた。だから國民は羽目をはずしてしまつた。やはりドイツなんかにおいても、初めて第一次世界大戦後デモクラシーを採用したものですから、法律で制約という留保がついておりましたけれども、憲法を見ますといふと、やはり法律の定めるところにより自由を許すといふよゝうな表現で、今までドイツ人は

そういう表現すら知らなかった。そこを憲法で法律で定める範囲内で自由を許すという規定が表われますという、やはり国民は自由を乱用するようになった。それからもう社会的な条件あるいは経済的な条件はここでは申しませんが、民主政治の欠陥を防止するような規定がなかったという事は、たとえこの日本でも今まではしばしば新聞でも問題になりましたことでありまして、国会の予算の増額修正、このようにイギリスのような、アメリカのような富んでいる国家でも議会は許していませんけれども、ワイマール憲法は増額修正は禁止はしていません。また日本でも問題になっております予算を伴う議員立法というものは、アメリカもイギリスもしていません。しかしドイツワイマール憲法は、やはりこれを禁止していません。それからたとえは私もここに持っておりますが、大體間違いないと思ひますが、臨時議会の召集の要求権は、たしか議員の五分の一にあつたと思ひます。わが国は四分の一であります。五分の一というよりなことでありますから、とにかく臨時議会の召集というものは極めて容易であつた。それからその他議員の歳費の点、今の西ドイツの憲法のもとにおいては、実に議員の歳費というものは厳格な規定が、憲法にはありませんが、憲法に従つて制定された歳費を見ますと、きわめて厳格な規定になつておりますが、ワイマール憲法のもとにおきましては、そういうような規定がやはりなかった。そういうことで、実は国政は著しく能率の低下を來たすとか、あるいは国費の浪費がなされるとか、第一、ドイツではヒット

ラーの政権をとる直前、共産党とナチスとのかの左右両極政の激突で、議会は両政の政争の場所になつてしまつた。ほんとうにまじめに国政は維持されないというような状態で、これに對しては憲法はこれを阻止すべきやうな何らの規定を含んでいなかった。常にこのやうなことで民主政治は滅びたのだと思ひます。なるほどお説のように、共同生活というやうな章もありまして、そこでは経済生活につきまして相當のゆるい社会正義を実現するやうな憲法の規定は持つておりましたけれども、しかしながら何さまの天文学的数字に上る損害賠償を取り立てるといふやうなことで、憲法の規定の上ではあつたけれども、社会正義というものは実現されない、こういうことでやはり私はドイツでデモクラシーが滅びざるを得なかつたのではないかと、こゝろ考へております。

○堀眞琴君 ちやうどヒットラー政権のできる二、三年前から、ブリュニングが御承知のように大統領令によつてワイマール憲法をかなり無視したやうなやり方になつて参りましたね。あの段階では、おっしゃるやうに左右の論争がものすごくなつたことも知つておられるでしょう。しかしあそこまで行く二七年か八年に選挙がありまして、ヒットラー政が確か三十名くらいに伸びた。一九三〇年ころの選挙では七十名に伸びた。それから百何名、二百何名と伸びていった。もちろんおっしゃるやうに国民の側にもあれを大きくするやうな要素はあつたと思ひます。決して私はそんなにドイツの国民が言ひ通り理性的であつたとは思ひませんが、しかしドイツ民族とい

うのは、ほかの民族に比べればかなり理性的なことも、これも事実だと思ひます。民主政治が崩壊した原因といふのは、ワイマール憲法の中に、何が規定された、何が規定されなかつたという問題もありましようけれども、それよりももっと憲法以外の問題の方が大きいのではないかと。それは私は二七、八年、ことにブリュニング内閣ができて以後の、それからまたヒットラー政権ができて直前の何とかいう將軍が内閣を取つて参りました、忘れまして、あゝい段階を見ても、たゞと、ワイマール憲法そのものの規定がファッシズムを導いたのではなくて、ワイマール憲法以外の力が、たとえはファッシズムをあくまでも強行しよう、それをさせようという力ですね、そういうものがヒットラーの政権を成立せしめたのではないかとこのことを感ずるのですが、その点はどうですか。

○参考人(大西邦敏君) もちろんおっしゃる通り、いろいろな原因が幅を張つてゐることは、私はもちろん否定するものではないけれども、しかしやはりデモクラシーに成功している国家と比較いたしますと、やはりデモクラシーを成功に導いたやうな規定を憲法が含んでいなかったといふことも、これは無視すべからざる原因ではないかと。実は一昨日も日本公法学会で、西ドイツの憲法制定についてのその根本理念についての報告があつたのであります。それを伺いますと、やはりワイマール・デモクラシーでは、法の前の平等といふことだけであつた。おつたけれども、実際には社会保障も完全ではないし、社会正義の実現も不

完全であつた。そのためにいわゆる實質的な平等、先ほど申し上げました富の平均化された状態というやうなものがうまくできない。そこにやはりデモクラシーが崩壊した原因があるのだから参りますとやはり憲法にも無視すべからざるデモクラシー崩壊の原因があつたと、私はこゝろ見ていいと思ひます。

○吉田法晴君 簡単に伺いたいと思ひますが、先ほどの大西さんのお話を伺つておきますと、民主主義が崩壊して、右の独裁を実現するにしても左の独裁を実現するにしても、大軍隊を持ち、あるいは国民皆兵といふやうなことがなければ、日本の今の憲法九条は置いておいた方がいゝのではないかと、こゝろ感じがいたしますが、その点を一つ、それから民主政治を成立せしめる条件がなければならぬ、あるいは民主主義の弊害を大分あげられたのです。民主主義の弊害を私強くもつたせゐるものかと思ひますが、それにはどういふことを考へておられるのか、実はお書きになつたものを直接読まないで、自主憲法研究会というもので、か、そういうやうなものを拝見し、あるいは自主憲法研究会の御意見が、自由党の憲法調査会に相当反映してゐると、こゝろいふ場合に私も考へて参りました。それに表われました意見しか知らぬのですが、伺つておられますと、日本の憲法も、あるいはワイマール憲法等についても、民主的であり過ぎた。そこで先ほど基本的な人権について、法律に定める範囲内においてといふか、こゝろいふお話を参りますと、今の日本国憲法は、お話しのような民主政治が

成功する条件が足らぬ、あるいは不成功に終らしめる条件を防ぐ措置が足らぬ、こゝろいふお話ですが、それではどういふ意味合いのものを考へておられるのか、あるいは民主的過ぎたといふことであるならば、調整者としての天皇といふものを考へるとき、あるいは天皇を元首にするという御意見だと思ひますが、前の憲法のような民主主義と君主制度と調和するといふやうなことでお考へになつておられますのか、その辺を少し承わりたいと思ひます。

○参考人(大西邦敏君) 第一のお尋ねの点でございますが、右の独裁制になつても左の独裁制になつても、それは大軍備が強制され、大規模な強制徴兵制が強制されるやうになる。だからわれわれはそれのような独裁制は持つべきじゃない。しかし私はそのやうな独裁制といふのは一体何から生じてくるかといふと、まあドイツの例を見ましても、實際はデモクラシーのもとにおいてナチスが軍事組織を持つた、こゝろいふことが実は放置されておつた。そうして事実上内乱に等しい結果が生まれて、こゝろナチス政権が出た。われわれはこの独裁制が悪いといふなら、実はこの内乱というやうなものを有効に阻止する体制を國家は持たなくてはならぬ。ところが日本は、今見ますと、この体制は整つていない。で、私はこの第九條に關しましては、実は日本から軍備を奪つたといふことは、外國は日本の侵略から安全であるかもしれぬけれども、しかし日本は外國からの直接あるいは間接の侵略には少しも安全でない。こんな片手落ちの平和主義といふものは私はあり得べからざ

るものである、それも考えておりますし、この間接侵略というよりなもの、これは今日国際的に厳然としてやはり一方的なにかくイデオロギーをば世界的に押し広げようとする勢力というものが現存している限りは、われわれはやはりこの間接侵略というものに對しては、どうしても防壁を作らなくちゃならぬ。そうするためにやはり第九條を改正して、とにかく最小限度の軍備を私は持つことが必要であると、こう考えておるのであります。私の考え方は決して第九條を改正して自衛軍を正式に持つというよりなこととは矛盾するものではないと考えております。

それでは次に、じゃ一体的に大西はどういう憲法改正を考えているのかと、これはまあお話をしていると、実は相当長時間を必要と考えるのであります。従つて全部にお話することはとうていこの時間ではできませんが、今最後に御質問があったこと、すなわち大西は天皇を元首にすることを考えているのかと、こう考えたことのお尋ねでございますが、私は一時は天皇を元首にするというよりなことを考えてしかるべきじゃないかと、何となれば国家には国体がある。どこの国だって国体はある。共和国体か君主国体か。ところがどうも日本の学界においては、天皇がありながら日本は共和国だというよりな説すらもある。こんな説は実は世界的に學問的に私は通用しない。こういう君主がありながら共和国であるというよりな表現は、これは何としても日本自身として避けなくちゃならぬ。そのために私は憲法改正をする、正式に天皇をば元首にすること

によつておのづから日本は君主国体であるというよりなことが明白になるのじゃないか、こう一応考えたのであります。また私は外国だって、たとえばイギリスにいたしましても、イギリスは成文憲法はありませんが、しかしイギリスのキングが国家の元首であることは何人も疑われない。その他今日君主国の十一カ国の憲法で明白に君主が元首であることを規定しております。その他の君主国もこれも十数カ国ありますが、それらの国家におきましては、憲法においては君主が元首であるということは明記しております。それと、たとえば法律の再確認をするとか、あるいは条約の締結権を有するとか、あるいは軍の統帥権を有するとか、あるいは対外的に君主はその国家を代表するとかいうことを憲法に規定することによつて、おのづから君主が元首であるという解釈ができるような建前をとつております。また学説もこれらの国家におきましては君主が元首であることは何人も疑わないのであります。ですから私は天皇の権限を現在の日本の権限と同じような類似なものにする限りは、名目上天皇を元首にしたつて何にも私はそれが旧憲法に違反するといふような結果を生ずるものじゃないじゃないか、そういう見地から私は一応は天皇を元首にしたらどうかというよりな考えを持って発表したこともございますが、しかしその後

は、やはりわれわれは慎重に事を考えるなければなりませんので、世論の動向も十分に参照いたしまして、また来たるべき憲法改正の機会がありますならば、まあ国民が天皇を元首にすることによつて明治憲法に違反するといふ

ような危惧感を持つならば、そう無理に天皇を元首にする必要はないと、ただ外国の上で、天皇が日本国を對外的に代表するとか、あるいは内閣が締結した条約を天皇が批准するとかいうことによつて天皇が事實上日本国を對外的に代表することになれば、何人も天皇は國家元首であるといふ解釈をして、そして日本は君主国であるといふ私は解釈がおのづから生れてくると期待しておるので、今は私は天皇を元首にする必要はないんではないかと考えております。その他國民の自由であります。しかしこれを私は自由を制限しようというよりな考えは持つていないのであります。自由の名目からするならば、あるいは権利の名目からするならば、あえて私はまず一段とこれを増加したいと考えております。諸外国では、第二次世界大戦後に六十カ国の多くの國におきまして新しい憲法が制定されておりますが、それらを見ますと、自由なり權利というものは日本の憲法よりも一段と増加せしめております。私はこれはやはり世界的な傾向でありますから、日本もむしろその世界的な傾向に従つた方がよいと思つております。大正十四年に普通選挙が採用されましたが、あれだつてあの當時世界的な傾向が普通選挙にあつたから、その影響が日本に及んできたのであります。従つて諸外国、多くの國家でとつておる傾向は、この際、憲法改正の機会があるならば、われわれは取り入れるべきである、こう考えております。それからいって、それが西ドイツで新憲法を作るに於いて非常な反省が起きたということでありますが、それは國民の自由

なり權利は一段と強化してこれを保障するが、しかしこの自由なり權利を乱用することはどうしてもやはり禁止しなければならぬと考へておるのであります。実は、第二次世界大戦後でできた憲法も実はその点が非常に強く現われております。自由や權利はますますこれを伸張するが、いよいよ自由及び權利を乱用することは阻止しよう、これは自由及び權利が乱用されたことが非常に多くの國家においてデモクラシーが滅びた原因をなしておるんだと、こう考へて、自由及び權利の制限ということも憲法で明白に規定しておりますが、こういう点からいへば、日本で自由は必要だと考へております。

その他議會や内閣のことで、議會でいへば、議會の万能ということがデモクラシーが崩壊した原因になつています。また多くの國家において内閣が非常に不安定であつたということが崩壊の原因になつています。従つて第二次世界大戦後の議會を見ますと、議會の権限を抑制する、何でも乱用することはいけな、議會が権限を乱用するといふことは抑制しよう、そして議會の権限が乱用されなければ内閣もおのづからここに安定性が得られるといふことで、各國は議會の権限の乱用を防ぐことによつて、おのづから内閣が安定できるよりな規定を注意して作ることになつておるのであります。私はこういう点を非常に参考にすべきだと思ひます。

○委員長(青木一男君) 暫時休憩して、一時半より再開いたします。
午後零時三十一分休憩

午後一時四十五分開会
○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。
委員變更についてお知らせいたします。五月七日、小林亦治君、伊能芳雄君、藤野繁雄君、菊田七平君が辞任せられ、その補欠に田畑金光君、青柳秀夫君、佐藤清一郎君、木村篤太郎君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 憲法調査会法案について参考人の意見を聴取いたします。一橋大学教授田上穰治君陳述を願ひます。二、三十分以内において願ひます。

○参考人(田上穰治君) 私は、実はこの四日に突然電話で参考人として出席するよにという御下命でありまして、実はどういふ関係で私がこの委員會に何うことになりましたのか、よく事情を伺つてなかつたのであります。が、本日午前、他の参考人の意見並びに質疑応答を伺つておりました、私のそれに関連する意見を申し上げさせていただきます。憲法調査会法案につきましては、私は二点につきまして大體賛成の考えでございます。

第一点は、この調査会が内閣に設置されるということでございますが、もちろんこの点で、國會の方に調査会を置くのがより適當ではないかという見方もあるかと存じます。ただ私はこの調査会の委員であります、これが主として國會議員の方であつて、外部の議員外の者はあまり加わらないということでありまして、あるいは國會の中に置く方が適當であるかと存じ

ますが、相当議員外の委員が予想されるものといたしますと、これは内閣の方で置くことが適当であると存するのであります。もちろんこれはかりに憲法改正案を作るといふことになりまして、それを国会が発議すると憲法にございますから、従つて最初の案は国会議員が国会において、衆議院なり参議院において発議すべきであるという御議論もあると存じますが、私はこの点は内閣の方にも最初のもの案を国会に出すことができるというふうな考へるのであります。その点でも内閣に憲法調査会を置くことは不都合はないと考へております。この点御質問があるかと存じますが、私どもの考へは、大日本は現在議院内閣制をとつてゐる。言いかえしますと、大臣の過半数は国会議員であり、また内閣総理大臣はもとより国会議員でなければならぬのであります。かりに内閣として発議、提案ができなくても、その場合にはイギリスの例などにならぬ。まして、大臣が議員の資格において発議することもできるわけでありまして、これはただ名目の違いだけであつて、結果において特に内閣側のそういった一種の広い意味の提案でありまして、これを否認する根拠はなからう、こういふわけでございます。それからもう一つの点は、一体このような調査会を設ける、ことに現在設ける必要があるのかどうかという点でございますが、これは私の考へでは、一応提案の理由の説明に出ておりますように、必ずしもこの調査会が最初から憲法を改正しなければならぬということとをきめて、その基本方針のもとにスタートを切るといふことであります。

と、これは相当議論があるかと存じます。けれども、とにかくこの提案者の方では、立場をいたしましては全面的に検討を加へてみる必要があるのではないかと御趣旨のようでありまして、その意味において私は無条件に賛成すべきであらうと存じます。それはこの現行憲法は、申すまでもなく明治憲法と違ひまして、不磨の大典あるいは欽定憲法というふうなものではなくて、国民の憲法である。そういうものですと、政治に特に携わつてゐる者だけでなく、一般の国民、職業のいかんを問はず、あるいは家庭の主婦でありまして、一般の国民が絶えず憲法をよくわきまへ、そしてまたそれについての批判も加へることができなくてはなりません。明治憲法の一つの大きな失敗は、国民が必ずしもその憲法を知つてゐなかつた。そして専門的な政治家に政治をまかせておつた、これがほんとうに国民の政治、民主政治にならなかつた一つの、といひます。か、理由である、そういうふうな私どもはその明治憲法下におけるわが国の政治を考へることができるのであります。して、国民の名によるあるいは少くとも民主的の申しをいたしましたけれども、実際は大多数の国民が無自覚であつた。今日はその意味で一般国民が憲法に親しみをもち、のみならずむしろ憲法を動かす責任のある立場でありますから、当然に国民を代表する国会なりあるいは内閣におきまして、また現在の憲法について十分に検討を加へるといふことは必要であり、そしてまた抽象的な議論をいたしましては、初めから絶対に変えられなかつた、こゝきめてしまふことがこれよりも私にはあまり理由がない。もちろん政治的に考へまして、現在これを動かすことがいいか悪いか、そういう点はもちろん議論がございまして、けれども一般的に考へまして、人の作つた法はこれは完全無欠とは言へない。現在の憲法に限りません。一般の法が常に社会の情勢の変化、ことに時勢の進退と申しますか、こういうものに即応して徐々に変へていくことが予想される、むしろそういう場合が普通であります。憲法の場合にはしかしながら普通の法律のように容易に変へるべきではない、むしろこの憲法改正手続に示されますように、国民の固い意志と改正しようという意向が強いあるいは圧倒的な多数で改正を望む、現行憲法は国会議員の方では三分の二というふうにございしますが、通常の過半数ではなくて、そういう特別な多数の意見によつて改正が希望されるならば、改正することは決して不合理とは言へない。その意味におきまして、初めから結論を出し、調査会を設ける前から結論を出して、そしてただそれに格好をつけるというのであります。す、この調査会を設置する趣旨、少くとも表面に現われております提案の理由とは違ひと思ひますが、そして改正すべきか否かというところは検討の結果出てくることである。またいふやうな程度にどういふふうな改正するかというところは、慎重に検討した後に決めるのであつて、最初から一定の案を押しつける、改正案を調査会に押しつけて、調査会の名において、いわばそこに責任を転嫁するやうな形、そういうことがあつてはもう困るのであります。私は、提案理由

の文章を見ますという、そういうふうにはとれない、またその解釈いたしますと、調査会を設置するといふことは何ら不都合がないと考へるものであります。

以上、簡単に賛成の意見を申し上げましたが、おそろしく午前中の御議論では、その程度の私の申し上げたところでは不十分であらうと存じます。あるいは御諮問いただきましては範圍からはずれるかも知れませんが、この内容に入りまして、憲法改正が必要かどうかといふふうなことにつきまして申し上げておきたいと存じます。

私は、憲法を講義してゐる立場でございますから、現在の憲法が根本から無効であるとか、あるいはそれに近いやうな見方、これは立場上とれないのであります。現行憲法が初めから重大な欠陥を持つてゐるのであります。と、憲法を解釈し、その説明をする大学におきまして私どもの本務、職務は、履行することが不可能になつて参ります。また、これもいろいろ御議論があるところでありまして、法律の解釈におきまして、かつて古くからいわれております自由法論的な立場に従ひます。と、条文の字句の解釈、これは必ずしも条文の文字にこだわらないう。文字は変らなくても法律の意味は相当解釈をする立場によつて変化します。しかも、それは必ずしも法を誤るものではなくして、むしろ法といふものは生きた社会に適用するものであるから、社会の現実を離れて存在するものではない。だから、現実の社会が変れば法の意味も変わる、そういうふうには、これは大抵私どももそういう

気持ちでございますが、そうなるに参りますと、して憲法を変へなくても、ある程度は解釈によつてその憲法の意味をその当初、二十二年制定されたときと今日と違ひ結論、違つた意味に解釈をすることが、ものによつては可能だと考へてゐるものであります。その意味におきまして、して改正しなくても何となく不都合なく解釈できるのではないかと、いふふうにも思ふのであります。しかし、これはただ法律学者としての議論でございまして、今日の憲法が一般民衆にわかりやすい憲法でなくてはならないといふことから考へますといふと、専門的なこまかい法律の議論をしなくても、条文を見れば大体そのおほむかしの意味がわかるというふうにならなければならぬ。わかつた、わかつたに憲法といふことでは適當でないように思ふのであります。これが一つであります。憲法の条文の中に相當むずかしい解釈上の議論がある、解釈上疑義のある規定も少なくない、そういう点は一々申し上げませんけれども、相当な研究を要するのではないかと、もしできるならばこれをわかりやすい文章に書きなおすといふことが必要ではないか、これが一つでございますが、なおそのほか、提案理由にもちよつと指摘されておりますように、憲法の立案が比較的に短期間に行われたために十分な用意が欠けておるところがあるのではないかと、これはもちろん私の個人的意見もございまして、必ずしも客観的なあることでもないと思ひますが、たとえば普通あまり指摘されませんが、たゞ、憲法第七章の財政の規定のごときははなはだ不得要領でありまして、た

とせば予算の問題なんかにつきまして、果して憲法八十五条と八十六条の関連、一体、国会の財政に関する議決と、それから特に予算の議決とがどういふ関係にあるのかというふうなところなどを考えまして、外国の憲法とかあるいは明治憲法などには相当はつきりとした規定があったのでございまして、現在ではたとえ法律できめたこと、法律を執行するために必要な経費は予算の審議に當ってこれを削除することができるとか、そういうふうな点、一体法律と予算との効力の点でいすれば優先するか、というふうなきわめて根本的な問題につきまして、どうも現在の憲法ははつきりしていない。もちろん私も法律を解釈する立場におきましてわからないというのでは責任が果せませんから、現在の憲法のままでも何とかそこを妥協と思われれる結論を出す。そういうためにはいろいろ工夫をするのであります。が、しかしそのような手の込んだ議論になりますと、一般の国民にはわかりにくいのであります。特に第七章の規定のごときは相当工夫を要すると思うのであります。

そのほか問題になっておりまする九条、戦争の放棄、こういう規定につきましても、これもいろいろ御意見があると思ひますが、私は現在の憲法の規定でもある程度やうていけないことはないと思ひますが、けれども、しかしそれにしてもあまりに不明瞭な規定である、もっと明確にすべきであると思ひます。その場合どういふふうな方向へ持っていくたらよろしいか、これはこの機会に私が申し上げるのは少し僭越でありますし、また参

考人の立場から離れてしましますから簡単にいたしますと、私は、戦力であるとかあるいは軍備というふうなことが、これは言葉が非常にまあ誤解を生じやすいと思ひますので、昔の日露戦争などのことを考えますと、軍隊、戦争というふうなその考えが今日も残っておりますが、とにかく戦争の形態は複雑になり、ことに原子力、原子兵器を用いるようになりまして、従来戦争というのではとうてい割り切れないものがある。また、言葉が不明瞭であります。直接侵略、間接侵略というふうなことも盛んに論ぜられますが、間接侵略ということなっていることも、これも非常にむずかしいつかみにくい言葉であります。将来もし何を、どういふ場合を戦争と云うのか、これは日本のみならず外国の學者におきましても定義をすることが非常に困難になつてゐる。また攻撃的な戦争とかあるいは自衛戦争とかいうような区別、これも将来は非常にむずかしいことになる。区別がほとんど不可能になるのではないかと、いふに思ひますのであります。そこで一体私といたしまして、それではこの問題についてどういふふうにか考へるかと思ひますと、先ほどもちよつと御発言があつたやうであります。治安維持、社会秩序を維持していくという、これは本来警察の作用と云われるのであります。これは法の目的、本質から考えましてその最小限度においては当然に必要である。秩序を破壊する動き、どういふものを考へるかという、これはむずかしいことではあります。しかしわれわれの常識で考へて、明らかに一般の公衆の社会治安を脅かすよ

うな行動につきましては、最小限度必要な規制を加へるというところは、国内法と申しますか、国内の問題として警察が当然考へなければならぬ。同じことが九条のような国際社会においても私は考へられると思ひます。つまり国際社会における一種の警察的な力、これは一体どの国が持つのかというところは別問題といたしまして、とにかく必要である、存在しなければならぬ。もしそういうものがなければならぬ、たとひ国内においては基本的な人権が保障され、個人の生命、財産が保障されることといたしまして、これを国際社会に持つてきますと保障されない結果になると思ひます。もちろんこの点でも、ちよつと国内におきまして私どもがめいめい武器を持つ必要はない、国の警察力によってわれわれは安心して生活ができる。同様に国際社会においても国々がみな武力を持つ必要はないのであつて、国際的な中央の権力によって警察の使命を果すことができるならば、国と国の間の秩序の破壊を防ぐことができるならばよろしいではないかという議論がございます。この問題になりますと、もちろんこれはそういう意味で日本の国だけのこととして考へることはむずかしい。外国あるいは国際連合とかその他の国際平和機構との関連において十分考へなければならぬと思ひますが、ただそういう点で従つて結論は非常にむずかしいと思ひます。簡単に申し上げますと、戦争の放棄、現行憲法で規定しておりますことは、国際的な警察力による安全保障を条件として戦力を放棄したものであつて、本質的に国の自衛権というの、自衛戦争ということ

で持つていくためには、これは戦力が当然必要になりますけれども、国の自衛権は現在においても当然には否定されてはいないというふうには考へるのであります。その意味で国家の存立を全うする、あるいは国民の基本的な人権を国際関係においても国家が保障する責任があるということになります。その国際的な警察の機能を考えますと、国際的な平和機構に協力するその限度において、一種の警察力は必要であらうと思ひます。ただ軍隊とか戦争という意味になつて参りますと、国内におきましても警察におきまして、ちよつと国際社会におきましても、秩序を維持していく最小限度の実力以上は原子力をもつて相手方を、よその国を鎮圧する、これを征服するといふふうな、そういう侵略の可能性のあるような実力、これはとうてい我が国において持つことは必要でないし、またわれわれはこれを欲し再軍備と言へるかどうかわかりませんが、けれども、私は大体現在の自衛隊のやうなもの、あれがどの程度将来増強されるか、それによつてももちろんその限界を越える場合も出てくると思ひます。自衛隊の機能もよく存じませんが、しかし最小限度外国との関係において国民の生命、財産を保護していく、そのために実力を持つことは必要である。けれども、それはもちろん、将来のほんとうの意味の戦争、国家が減じるかあるいは残るかというやういふ戦争になつて参りますと、これは当然原子兵器なども予想されますから、そこまで日本が実力を持つということ

は必要がないし、むしろ害がある、このやうに考へるのでございます。従つて現在の九条の範圍で説明をすれば、先ほどのやうに、多少無理をすれば説明ができる程度でございますけれども、しかしそうなる、もうすでに議論がございますように非常にわかりにくい、しうろとは何のことかよくわからない、その意味で幾分条文を明確にする程度の修正はあるいは必要ではなからうか。もつともしかし、私も最初からこの調査会のようなもの審議、結論を見ないで、最初からそういうふうなきめてしまつてもいいのではないかと、お前の意見はどうかであるという御質問でございますならば、大体今申しましたやうな考えでございます。時間を少しとりましたが、以上をもつて一応私の意見を終らせていただきます。

○委員長(青木一男君) 質問のある方は……

○榎原茂壽君 憲法調査会について二つの観点から御賛成の御意見があつたのであります。前段の理由で、内閣に置くことについて議員以外の者が相当数あるということ、それから議院内閣制をとつておるから内閣に置くことが是認されるという二つの理由に承知したのであります。議院内閣制の観点から内閣に置くことを合理的だと考へる点ですね。もし憲法調査会に国会議員が参加して、それが何と申しますか、与党といひますか、内閣を作り上げておる政党的議員だけであらば、その点はきわめてすつきりするのであります。しかし政府の説明によつても

それは手党議員だけに限るのでなく、反対党といいますが、反対党の議員も網羅するのだということが言われているのであります。そうなるべくと、議院内閣制だからどうかという考え方は必ずしもこれは当たらないのじゃないか、こう思うのであります。現在の国会議員というものは、議員個人じゃなしに、国会における役割から見れば政党というものをバックにしておりまゝです。それが内閣における調査会に参加することになりますと、それを考えていけば、むしろ国会においては国会に一つの調査会を設けて、それから内閣においては必要があれば調査会を設けることは、これは内閣としてできるんです。議員以外です、学識経験者等をもって一つの調査会をやるということをも考へ得るのであります。そのことの方が憲法における行政府及び国会の關係、日本の議院内閣制の實體等から見て合理的じゃないか。政治的問題を離れて、憲法の審議等から見て、そういうふうにも考えられるんですけれども、その点はどうでしょう。

○参考人(田上義治君) 今の御意見私もそのように考へましたのであります。ただ国会に、これは国政調査権もございまして、ことに議案につきましてもは、当然憲法改正案というよりなものを用意するにつきますは、国会が調査権を持つておられることは言いますと、どうしてもこれは国会議員の方がやはり責任を持たれ、そうして指導的な立場にあつて、そうして外部の一般の國民の意見をも参考にしながら立案することになると存じます。

す。そういう形の調査会を国会にお置きになることは、これも一つの考へ方でありまして、もちろんおできになることであり、またわれわれが反対する理由はないと思ひます。ただかりに憲法調査会というものについて、必ずしも国会があるいは国会議員の方が中心になり責任をおとりになるのはなくて、もっと広い角度から、国会議員も加わりますけれども、しかし一般國民の考へのもとに、その観点から研究し調査をする、もちろんその結論に對しましては、かりにそこに一つの成案が用意されたといひまして、それを内閣の方から出すか、あるいはそうではなくて議員の方からお出しになるか、そういうお取扱い、これはもう別のことでありまして、ただ案を用意する場合に、その国会議員の方よりも少し広い國民的な立場から立案をする、研究することでありまして、これは国会の直接のお仕事というよりは、むしろ内閣の方に置くことが適當であらう。ただしその場合に内閣の方に調査会を置くといひましたも、内閣、時の手党とか政府が立案の準備、調査をするというのではおかしいのであります。その政府からは一応独自の立場において立案する、しかしその調査会の機構は内閣、ことに實際この法案では総理府……内閣総理大臣が主任の大臣でございまして、総理府ではございませんでしようが、内閣の方でそういう事務的なことは処理するといふに私は考へていたのでございまして、これは調査会の性格によつてきまると思ひますが、ただどうも私の考へでは、この法案が、時の内閣あるいは

政府手党の調査機関というのであつてはいけません、それでは提案の理由は、全くわれわれとしては、もしそういうふうな解釈するといひますと、結論は私は反対なのであります。

○吉田法晴君 田上先生にお尋ねいたしますが、実は先ほど来の御陳述を聞いておりました、私ま疑問を持つておりましたが、というのは、数年前に田上先生の書かれたもの、行政法關係あるいは地方自治なんかについて書かれたものを讀ましていたしまして、大へん教えられるところがありました。民主的な行政制度あるいは地方制度等について教へを受けていて、自主憲法研究会というのですか、その研究会に先生の名前を拜見して実は多少意外に思ひながらあれして参りましたけれども、陳述を伺つておつて、そういう点から正直に申し上げまして頭を傾けながら実は聞いておるのですが、そこで今の点も多少疑問を持ちます。疑問を持ちますが、自主憲法研究会というのですか、その中で議論をせられておりました議論について、果して先生も同じような意見なのかどうかということをお尋ねをいたしたいと思ひます。で、中には明治憲法が、まあ前の憲法を明治憲法と言いますから、明治憲法という言葉です。それがあの憲法の改正手続きをそのまま踏んでおられ、あるいは全く違つた憲法になつたという点もあらうかと思ひますが、そこで今の憲法が無効だ、全面的に無効だといふので、明治憲法復元に關する詔書というふうなものを出して、そしてやつていつたらという意見があつたといふことであります。そういう御議論をお聞きになつたかどうか

か知りませんが、そういう考へ方について、どういう工合にお考へになりますのですか。今の憲法は、講義をしてる者からすると、一応適法に成立をしたものだとしてそれを説明しなければならぬというお言葉がございましたけれども、根本的に今の憲法といふものについて、まあ自主憲法研究会といふのですか、そういうところであつた議論のようでありまして、そういうものについてどういふふうにお考へになりますかという点が一つ。

それから、これはまあ御指摘になりましたような点もございまして、あるいは軍隊を解体をした、あるいは軍制が否定せられる、こういうことによつて、日本が弱体化されたのだ、そこでもとに戻さなければいかぬ、こういうことになりましたと、逆コースと申しますか、それは、民主主義は持続するけれども、民主主義はありまして、民主主義はやはり逆の指導原理といふものが支配的になつていくのじゃないか、こういうことを感じますので、そういう点についてどういふ工合にお考へになりますか。

それから、今の述べられました点から言いますと、これは根本的な点になると思ひますが、憲法改正の提案権がどこにあるかという場合に、憲法を制定する権限、あるいはそれから改正する権限といふものが出てくると思ひますけれども、國民にのみそれがあるのだという考へ方になりますと、憲法改正原案といふものを作るといふ

のは、あるいは世論の中から出てきて、それを国会が取り上げてやる。その国会が國民の意思を反映するといふ手続も必要になりまして、國民の中から出てきて初めて憲法改正といふのはできるのだと、これは民主主義をとる限り間違いないと思ひます。すると、まあそれが内閣から独立をしてゐるのかしらぬかといふこと、多少お触れになりましたのですけれども、何といつても内閣に置くといふことは、やはり内閣で憲法改正原案を作るといふことになるのじゃないでしょうか。それはあるいは野党も入れる云々といふことがありますが、それは内閣に置くか、それは改正するかせぬかも検討するといふことですけれども、あるいはその前の自由党、民主黨において、改正原案は、これだけでできてゐるわけでありまして、従つて問題点としてあげられておりますけれども、その問題点がやはり案になるだらうといふことは、これは間違いないだらうと思ひます。そうすると、政府で、内閣で憲法改正原案を作るといふことになつておる今の憲法からするならば、その精神に違反するのではないかと、こういう議論も出てくるのだと思ひますので、議論も出てくるのだと思ひますので、どういふ工合にお考へになりますか。

○参考人(田上義治君) いろいろ問題を御指摘いただきました、十分にお答えができるかどうか存じませんが、まず自主憲法と申しますか、この現在の憲法が効力をもつかどうかという根本

の問題でございますが、これは私は、従来から自分の簡単な書物にも繰り返して述べておりますが、この明治憲法あるいは旧憲法の普通の意味の改正手続によつて現在の憲法が生れたとは考えられない。旧憲法の第七十三条の帝国憲法改正手続によつて現行憲法が生れたとは見ないのではありません。言いかえますと、現行憲法はまさに新しい憲法であつて、この従来の憲法とは継続性がない。本質において同じものとは見られない。改正等も、われわれが考えますのは、これは根本を変えてしまふという意味ではなくて、基本原則は動かさず、そしてただごく簡単に平たく申しますと、枝葉の部分と申します

と申します。枝葉の部分と申しますか、本質を動かさない範囲において新しい時勢に合うように条文を変えていく、これが改正であらうと思つております。これは今度の、将来におけるもし改正ということが議論されますならば、その場合にも私は同じ理由が当てはまると思つております。現行憲法の基本原則を変えることは、もはや単純な改正ではない。改正の限界を越えるものであつて、それは言葉が強調されるものでありますが、一種の革命になる。まあ革命というのには、必ずしも暴力、血を流すという意味ではなくて、私どもが使いますのは、あるいは誤解を抱かせるかと存じますが、憲法の本質を変えるものであり、従来の憲法を一応御破算にして、そして新しい、それとは無関係な憲法を作る。これが私どもの申すところの革命であります。その意味においては、この二十二年に旧憲法が御破算になつて、そして新しい憲法が生れた。こういうふうに、一種のその点は革命、平和的

革命と申しますか、そういうふうに私どもは従来から考へていたのでござい。また、もちろん日本国憲法が制定されますときには、天皇のお言葉にあつたと思ひますが、明治憲法、帝国憲法第七十三条の規定によつて改正するといふふうに書かれております。これは、当時の政府並びにマッカーサー司令官の方で、できるだけ国民の不安をうけないようにといふ気持があつたと思つております。私と申しますか、むしろ今日の学界の比較的多数の意見は、これは一種の革命である。単なる憲法改正ではないといふふうに考へております。

ところでそれならば、現行憲法の効力はどうか。明治憲法の立場から見ると、確かに現在の憲法は説明ができない。これは明らかに明治憲法違反である。単なる改正といふふうなことで説明はできない。けれども、こういつた新しい憲法ができる場合には、これは従来の憲法から説明しようといふことは元来無理なものであります。これは、やはり別個の憲法だといふ立場でありますから、私はその意味においては、まあこれは全然従来の憲法とは無関係に効力を持つておると考へるのでございます。

ただ、もちろんその場合にも、その内容につきまして、確かに二十一年の初めの制定当時の事情を見ると、アメリカの司令官の方の意向が強く出されておりました。それに対する日本側の十分考へる時間的な余裕がなかった。だからもう少し慎重に時間をかければ、あるいは条文の内容も相当變つていたのではないかとと思われるのであり

ます。たとえば、参議院の組織などにつきましても、ただ一院制を兩院制に途中で日本側の主張で變えたといふだけでありまして、この組織については、全く衆議院の、一院制の被選挙権、選挙権の規定が残つてゐる。でありますから、参議院の特色は組織の上ではほとんど出せない状況であります。それでは、果して兩院制が適當であるかどうか、必要かどうか、その存在理由も私は疑はれると思つております。本来、兩院制の特色は、これはどうしても組織の上で、議員の選挙とか任期とか、そういった上で、かなり衆議院とは違つた規定を設けるべきである。任期につきましては、現在憲法に特別な規定がございまして、これは特に現行憲法第四十四条などでは、この選挙権、被選挙権につきまして、兩院共通なワケをきめておりましたから、公職選挙法の上で参議院の特色を出すことがほとんど望めない。こういう点では、たしかに日本側の準備が不十分であつた、あるいは当時余裕がなかったことに由るものと存じます。その意味で、私は、答弁はなほだ不手ぎわでございますが、現行憲法は効力を持つておる。これは憲法学者の立場としても当然だと思つておりますが、これを政治的にみますと、言つて御議論はあるのであります。おそろく憲法学者の間では、大體異論がないと存じます。ただしかし、そのことが直ちに現行憲法を將來のこのまま何ら手をつけずに引き継ぎ維持していくべきであるか。もちろん正当な手続を経ないで憲法を變へることは許されません。現行憲法が改正されない限りは、これを誠実に順守しなければならぬのでござい

ますが、しかし、批判を加へる自由は國民にあるはずであり、その点で申しますと、どうも私は、適當でないと思はれる規定もあるように考へるのであります。効力の点では、そのように考へております。

それから次に、家族制度とか、いろいろお話しになりましたが、これは個別的な問題になりますけれども、私自身は、特に現在の憲法二十四条の規定、そこには従来の家族制度が一変したようになっておりますが、これを特に、たとえば戸主権を復活するとか、あるいは家督相続の制度を認めるとかいふふうな点については、あまり研究してはおりませんが、現行憲法のままだであるといふふうな点ではないかと存じます。ただ、軍隊とか、そのほかいろいろお言葉があつたやうであります。私の考えは、国内における公共の福祉の問題、われわれが社会生活を営むときに、一般公衆の利益を著しく害するといふ場合には、その少数の、あるいは一部の國民の行き過ぎに對しては、ある最小限の規制を加へるというところはやむを得ない。もしそれができないならば、つまり社会の秩序をどうのよりにしても維持することができなければ、もはやこれは無政府状態であり、また、これは法の本質に反するといふふうに思つております。この言葉もよく然としておりますが、それを今申しましたやうな意味において、つまり消極的な治安の維持、警察目的——學者の申します警察目的のございしますが、そういうふうな解釈はいたしません。これは特に憲法に書かなくても當然の事柄であつて、言論の自由とか、

集會の自由とか申しますけれども、それは單純な、物理的な自由あるいは心理学的な自由ではない。考へようと思へば何でも考へられる。あるいは手を動かせば何にぶつつかつてもかまわれない、なぐり飛ばしてもかまわれないといふふうな物理的な自由は、これは法律の規定による自由ではないのであります。當然憲法も法でありますから、法の目的、つまり、社会秩序の維持という、これを前提として個人の自由が認められてゐる。これはもう御議論がないと思つてゐる。その意味においては、もしそういった法の目的に明らかに反する行為に對しては、國家が必要最小限度においてこれを制限する、規制するといふこと、これを私どもは嚴密な意味で警察の作用と考へるのであります。これは最小限度必要であつて、基本的人權として保障されておる場合でも、やはりその意味の公共の福祉による制限は當然である。もちろん、これは國家が法律でまず根本をきめなければならぬと思つてゐる。先ほど申しましたが、現行憲法はきわめて不明確であり、第一、公共の福祉という言葉が非常にばく然としておりますから、これを広く解釈することによつて、時の政府が權力を濫用するおそれが多分にある。だからといつて、何ら制限を加へない、個人の側の自由の濫用に對しては、全く國家は手をむなしくして見ておるということでありまして、それはもはや國家としての存在、存立の理由はなくなるのでありますから、そういう点で、最小限度の規制を加へることは認めるべきである。しかし、そのためには、現行憲法の規

定をさらに明確にする必要がある。要するに、具体的にありますが、公共の福祉というような言葉をもつとはつきり、わかりやすい言葉、濫用されない、政府が勝手に拡張解釈のできないような明確な規定にし、しかし、他方におきまして、その限度においては個人の自由も一応限界があるということをはつきりすべきであらうと思ふのであります。これなんかは、第三章の国民の権利の全体に通ずる重大な問題であり、また規定の仕方によつては、非常な、あるいは極端な間違つた結果にもなるかと思ふますが、そういう点は、慎重にやはり検討する必要があると思ふのであります。

それから、いろいろ御質問がございまして、もう一つ、憲法改正の発議と申しますか、あるいは提案、発案権という、これにつきまして一言申し上げますと、私の考えでは、憲法を制定する、これは国民主権でありますから、国民が持つておる。ただ、憲法を改正することは、私は制定とは少し違ふと思ふのでありまして、先ほど明治憲法と現行憲法の関係で申し上げましたが、将来に憲法を改正するといふたしきしても、新しい憲法を作るほどの大がかりなものであつてはならない。それではもはや現行憲法九十六条のワケをすでに越えてしまふのであつて、九十六条の規定に従つて憲法を改正するといふことは、当然に現行憲法百三条の少くともその本質、基本原理は残つておる、将来も残るといふことを前提にしなければならぬのでありますから、そうなりますと、新しい憲法を制定するのと非常な違いがあると思ふのであります。その場合に、憲

法改正は常に国民が直接行わなければならぬかと申しますと、国会が発議される、そのことは、国民を代表する立場で行うわけでありまして、国民の直接発案という、直接民主制の形態とは少し違つてゐる。表決、投票できめるといふ、国民表決という点では直接民主制であります。発案の方は、一応国会が発議することになっておりますから、必ずしも国民直接とは言えない。その場合に問題になりますのは、内閣の方からまず原案を作つて、案を作つて、それを衆議院なり参議院に出す方式は間違ひではないかという御質問のようでありまして、私は先ほどちよつと申し上げましたように、これはかりにと申しますが、そういう解釈をとるといたしまして、政府はおそらく、もし改正案を出そうというならば、その場合には大臣が議員の資格において、その議する衆議院なり、参議院において発議されることになると思ふのでありまして、これはどうも形式的には違ふようでありまして、實際は五十歩百歩と申しますか、内閣が発案できないという意見をとりまして、大して実際には違ひがないことになるのではないかと思ふのであります。ただ御質問にございまして、憲法調査会を内閣に置くといふことになれば、どうしても憲法改正案は内閣を通してのみ出されるのであつて、国会議員の方から、あるいは野党の方からは提案できなくなるのじゃないかというふうな、ちよつと御質問、私さういふふうな伺つたのであります。私は実は憲法調査会ができましたも、もつぱら調査の結果によつてのみ、あるいはその結論によつてのみ改正が考えられると

いうのではなくて、もちろん国会が最高機関の立場におきまして、この調査会の答申を待たず、あるいはその結論が出たとしても、それとは一応別個の立場で、議員の方から発議されるということは、当然できることであつて、それを禁止し、もつぱら憲法調査会の答申の線によつてのみ考えようといふものではないか。これは調査会法案の解釈であります。私は調査会法案を拝見いたしますと、そこでもつぱりイニシアティブをこころもつて制限するといふ趣旨には考えられないものであります。先ほど一応賛成の意見を申し上げたのであります。

○田畑金光君 田上先生に二、三お尋ねいたしますが、ただいまの御説明で大體理解できました。最初の先生のお話の中に、要するに現行憲法は国民の制定した憲法である。同時にまた国民の立場において当然改正といふことも可能である。問題は憲法改正について改正すべき時期か、どうであるかという政治的な判断といふものが大きな作用をもつのである、こゝういふふうなお話もあつたわけでありまして、それで憲法学者としての先生にお尋ねすることは、今憲法改正の問題がいろいろの角度から論議されておりますが、今日の情勢において憲法を改正する、あるいは改正問題を取り上げる、このことは時期として妥当であるかどうか、この点について先生の御見解をまず第一に承りたいと思ひます。

それから第二にお尋ねしたいことは、先生のお話にありますが、現行憲法の改正が論議されても、それはあくまでも基本原則あるいは根本原則について云々すべきではなくして、単に枝葉の問題について改正といふものは取り上げるべきである、こゝういふふうなお話があつたわけでありまして、この点に關しましては、私たちが全く同意であります。ただ具体的に、しからば根本原則といふものは何か。あるいはまた現行憲法の改正について広く學者の間においても一つの限界がある、憲法改正については限界がある、こゝういふことを述べられてゐるわけでありまして、さういふ点から見ますならば、先生のお話は、あくまでも憲法改正には限界があつて、あくまでも改正といふものは枝葉にとどむべきである、こゝういふ御趣旨であらうと承つたわけでありまして、ただしかしさういふお言葉がありました。具体的な、しからば第七章の財政の問題等について不明確な点を改むべきである、この点はわれわれも不明確な点は改むべきだと考えます。九条の御説明になつて参りますと、お話を承りますと、非常に解釈といふものがわれわれから言わせると、飛躍してゐるような解釈のように見受けられるわけでありまして、先生の解釈によりまして、これは聞き違ひかもしれませんが、要するに原子力を持つ、こゝういふような高度な設備を持つようなことは行き過ぎと思ひますが、しかしそれ以前に段階において、國際的な協力、あるいはまた警察的な秩序維持のための力、こゝういふような点から判断した場合に、自衛隊の現在の程度はどういふ内容であるかは自分もよくわからんが、大體現行憲法の九条で認められてゐる範圍だと思ひ、こゝういふような御趣旨のようになつたわけでありまして、ま

たお話しによりまして、國際協力という点からいふと、最低限度の秩序維持の力が必要である、こゝういふようなお話もありましたが、そのお話は國際協力という点は、たとえば國際連合に對する加盟の問題、あるいは國際連合加盟の場合の義務負担の問題等に關連してお話と考へますが、われわれの承知しておるところでは、現在の國際連合憲章の建前からいつても、連合に加盟するために日本が國內法、憲法を改めて軍備を持たなければ加盟できない、こゝういふことはどこにもないと思ひ、こゝういふことは、現実に昨年の國際連合總會において日本の加盟が認められなかつたといふのは、決して日本が自衛力を持つてゐるか、持つてゐないかといふ問題ではなくして、一つの政治的な情勢から日本の加盟が拒否された。これを見てわれわれは明らかだと考へます。こゝういふような点につきまして、先生の御説明は、どうも根本原則を守るべしと言つておられるが、さうしてまた枝葉の問題に限るべしと言つておられますが、どうも一歩内容を伺いますと、現行憲法の最も大事な本質問題に觸れてくるように思ひます。この点をさらに御説明願ひたいと思ひます。

第三点としてお尋ねしたいことは、憲法調査会には御賛成のようでありまして、ただあらかじめ政府や野党が腹案をもつて、単に政府や野党の憲法改正案をカムフラージュする手段に使うといふことについては反対である、こゝういふような御趣旨かと承りました。われわれとして不安に思ひます。これは、私たちがいたしましては、大體憲法の九十六条あるいは七十二条あるい

たお話しによりまして、國際協力という点からいふと、最低限度の秩序維持の力が必要である、こゝういふようなお話もありましたが、そのお話は國際協力という点は、たとえば國際連合に對する加盟の問題、あるいは國際連合加盟の場合の義務負担の問題等に關連してお話と考へますが、われわれの承知しておるところでは、現在の國際連合憲章の建前からいつても、連合に加盟するために日本が國內法、憲法を改めて軍備を持たなければ加盟できない、こゝういふことはどこにもないと思ひ、こゝういふことは、現実に昨年の國際連合總會において日本の加盟が認められなかつたといふのは、決して日本が自衛力を持つてゐるか、持つてゐないかといふ問題ではなくして、一つの政治的な情勢から日本の加盟が拒否された。これを見てわれわれは明らかだと考へます。こゝういふような点につきまして、先生の御説明は、どうも根本原則を守るべしと言つておられるが、さうしてまた枝葉の問題に限るべしと言つておられますが、どうも一歩内容を伺いますと、現行憲法の最も大事な本質問題に觸れてくるように思ひます。この点をさらに御説明願ひたいと思ひます。

第三点としてお尋ねしたいことは、憲法調査会には御賛成のようでありまして、ただあらかじめ政府や野党が腹案をもつて、単に政府や野党の憲法改正案をカムフラージュする手段に使うといふことについては反対である、こゝういふような御趣旨かと承りました。われわれとして不安に思ひます。これは、私たちがいたしましては、大體憲法の九十六条あるいは七十二条あるい

は内閣法第五條、こういう点からい
ましても、われわれといたしまして
は、発案権にいたしまして、議決権
にいたしまして、国会にあるという
ことは、私は現行憲法あるいは法律の
建前だところ見るわけでありませうが、
この点は今の御説明にもありませんたよ
うに、さておきまして、ただこの調査
会が、御承知のように、内閣に置かれ
て。国会議員が三十名、学識経験者二
十名で構成をする。これが先ほど御心
配なさったように、政府与党の単なる
改正案をカムフラージュするための機
関にならんかどうかという不安であり
ますが、われわれはそういう不安に
あるという事です。むしろそのための
単なる調査会という、世論を回避する
ための機関にすぎない、實際的にわれ
われがこれを検討した場合にです。と
申しますのは、今までの、われわれが
政府あるいは提案者の質疑を通じて明
らかにされたことは、国会議員といつ
ても、御承知のように今日の国会にお
いては、憲法改正に賛成する派と反対す
る党派と二つに分れております。
また従いましてこの国会議員の三十名
というものはそういう国会内における
与野党の勢力分布によって構成され
る、これは明確であります。学識経験
者と申しましてもおのずから二つに分
れておるわけでありませう。で、われ
われが選挙制度調査会等をふり返つて
みましても、結局政府の意図する小選
区制度に賛成する学識経験者というも
のが学識経験者の名において多数加
わつておる、政府の一定の意図のもと
に運営されておる、あるいは結果にお
いてそうなつておる、こういうことを
私たちがふり返つてみましたとき、こ

の憲法調査会もわれわれは同じ軌道を
走るにすぎない。と申しますのは御承
知のごとく自民党の中にも昨年暮に憲
法調査特別委員会が発足した、これも
相当に検討を進めていつておる、まあ
自民党の中の特別委員会というもの
は、先生なんかも加わつておられる憲
法研究会、こういう皆さん方の御意見
も相当取り入れて研究を進めておるよ
うであります。こういうようなこと
をわれわれはふり返つてみたとき、憲
法調査会というものは先生の先ほど御
心配されたように、時の政府与党の一
定の意図のもとに動かされる危険が濃
厚である、むしろ実論論としてはそれ
が事実である、こういうようなことを
考えましたときに、こういうような憲
法調査会を内閣に置くということが、
現行憲法の建前から申して許されるか
どうか、大いに私は疑問があると思
いますが、この点に關しまして先生のさ
らにもう一度御説明をわづらわしたい
と思ひます。

○参考人(田上權治君) 第一点の改正
の時期が現在適當であるかどうかとい
うような御質問でございますが、私は
これはやはり非常にむずかしい問題で
あります、その改正するかしないか
という点もさういふ内容の改正案であ
るから、どういふ内容の改正案である
かという点について、さらに意見が
分れると存じます。従つてそういう問
題はやはり憲法調査会が設置されま
すといふと、そこで慎重にお考えにな
るべきであつて、私といひましては先
ほどから申し上げましたように、現行
憲法のあるいは条文を変えた方がよい
部分が相当あると思ひるのであります
が、そうしてそれは現在變えては非常

に不當だと必ずしも思ひたくないの
でありますけれども、これはしかしや
はり單純な法理論、法律學者の立場の
考えではなくて、やはり國民の憲法と
して一般の國民がどう考えるかとい
ふこと、もちろんその点が重要でござ
いますから、その意味でこの改正の時期
を今すぐとせよと思ひます、断定するこ
とはできないと思ひます。元ほどこよ
つと不十分であつたと思ひますが、そ
していろいろ意見の分れるところであ
ります、明治憲法と現行憲法の関連に
つきまして、私は革命による新しい憲
法と申しましたが、それは決して現在
の憲法が完全無欠であるという意味で
はなく、しかればといつて全くその効
力が否認されるべきであるという意味
でもないでございまして、言い換へま
すといふと、新しい憲法が制定されま
す手続上のいろいろ不明確な点、こと
に旧憲法の改正手続を踏んでいるよう
であつて実はそれに従つていない。そ
の形式的なきすの方から當然無効だ
といふ考えではないのでございませう、
ただその内容の点でありまして、内
容的にみても國民の多数が不當であ
ると思ひます、その改正するならば、私は改
正するのがよいのではないかといふ立
場でございます。

それからもう一つの第二点を簡単に
申し上げますと、基本原則は改正によ
つても、改正手続によつても變えるこ
とはできないと申し上げましたが、憲法九
條につきましてこれを申し上げますと
いふと、私は率直に現行憲法第九條の
第一項、一項は國際紛争を解決する手
段としての戦争を放棄すると書いてご
ざいます。もちろんこれも英文の方の
憲法と食い違ひがあるわけございま
すから、これを第一項がすでに全面的
にあらゆる種類の戦争を放棄したと見
る見方もあるかと存じますが、私は一
応日本の憲法でありますから日本文に
従ひまして、第一項はもつぱら攻撃的
な戦争を放棄しているといふふうに考
えるわけでございます。もちろんだか
ら自衛戦争は当然できるかと申しま
す、これは攻撃的な戦争を、あるいは
わかりやすく申しまして侵略戦争と申
します、その戦争をしない、そのた
めには戦力が持たないといふことにな
りますと、實際に防衛のための戦争も
不可能になつてしまふ、結果としては
ほとんど不可能といつて間違ひない
と思ひます、けれども九條の中心はやはり自
衛戦争を放棄するといふことではなく
て、根本はやはり侵略戦争あるいは攻
撃的な戦争を放棄するといふことにあ
るのとは間違ひないと思ひます、であ
ります。ただ攻撃的な戦争を放棄するこ
とを徹底させますといふと、ことに自衛
戦争の名でもつて攻撃的な戦争を行
うことは歴史上珍しくない、むしろた
いていの戦争はみな自衛戦争といふ名
で行われておるわけでありませう、
さういふ意味で非常に自衛戦争は
できるということになりますと、侵略
戦争の放棄がきつて不徹底になつて
しまふ、さういふ意味において自衛戦
争の放棄といふ議論が出てくるので
ございませう、少くとも中心は攻撃戦争、
侵略戦争の放棄にあると思ひます、
またこれが九條について私どもが考
へておる憲法の基本原則、つまり国内
における社会の秩序を維持していく、
公共の福祉に反する場合に國民の自

由も制限を免れない、この議論と、
國際關係におきましては侵略はいけ
ない、國際的な秩序を破壊することは、
これは広い意味の公共の福祉に反する
ことであつて、國としても許されな
いといふこの両方とも、これは人類普
遍の原理であつて、この國でも當然に守
るべきであつて、これが現在の憲法の
基本原則であると思ひます。
けれども九條の第二項の方の戦力を保
持しない、また一切の戦争、自衛戦争
まで放棄するといふ議論になつて参
りますと、少くともこれは人類普遍の原
理とはいへないのではないか。もち
ろんこれは侵略戦争を放棄することに
不可分の關係がある限度においては同
様に現在現行憲法の基本原則と言へ
るであらうと思ひますが、しかししばしば普
通言われまふやうに、よその國、外國
の憲法を見ると、實情はむしろ軍備
少くとも最小限度の軍備は持つてお
るのが普通なのである、それがよいか悪
いかといふことはしばらくおきまし
て、少くとも軍備を全く持たないとい
ふことは人類普遍の原理とは言へ
ない、さういふ意味におきましてこれ
は基本原則そのものといふふうに私は考
へないであります。九條の第一項、
第二項に差をつけることはいろいろ御
反対があると思ひますが、私の一つの
考えでは人類普遍の原理を日本の憲法
が確認した、當然のことをただ注意的
に書いたのが第一項の規定であり、第
二項の方の規定は創設的なものである
、言いかえますと、第二項の規定に
よつて初めて確立されたものでありま
して、この第二項の規定がなければ、
あるいはさういふ規定を持たない外國
においては結論が變つておる、さう考

えますという、ここに憲法改正の余地も第二項については出てくる。第一項は、これはもとと写真のようなものでありまして、実物は人類普遍の原理としてより、憲法以前にあることとありますから、その写真を破つてしまつても、本人——実物は残るものでありまして、その意味で改正しようと思つても改正できない。第二項の方は日本の独特の規定である。独自の規定でありますから、これは国民の総意によつてできたのであり、その総意のいかんによつてはこれが動く余地がある。このように考えまして、私の先ほど言葉が足りませんでしたけれども、この戦争の放棄についても、侵略戦争を放棄する、そして侵略戦争の放棄に必要な限度において戦力については、これを将来も維持すべきであります。これは将来も維持すべきであります。この基本原則を破らない範囲において、警察力——国際的な警察力を考えることは不可能ではない。ただ、その警察力という言葉がはなはだ不明確であります。一言補足いたしますと、この国際平和機構というものを私どもは信頼し、それに原則として依存すべきであります。しかし、果してこれが局地的な衝突について、もちろん戦争というほどのものでないかと思ひます。応急の措置がこの国際的な平和機構によつて期待できるかどうか。できない場合があるとすれば、まあ一種の狭い意味の正当防衛であります。が、そういう場合に最小限度の実力を考える必要があるのではないかと。また、事柄の非常に微妙なもの、だから戦争に発展するようなものは、これは普通の警察という考えとは違つてくると思ひますが、国と国との紛争で

ありまして、比較的小規模なものにつきましては、それが一々この国際平和機構というものを手をわずらわすことができないようなものもあるかと思ひますが、そういう程度において具体的な例は私も申し上げられませんが、何らかの対外的な実力——まあ実力という名にふさわしくないかも知れませんが、認めてもよろしいのではないかと。この程度でございまして、この国際平和機構に、十分それによつて解決ができる、その程度の規模あるいは時間的な立場において無理をしてそういう実力を考える必要はないと存じます。

それから最後の第三点でございしますが、調査会ができた場合に、結局これは政府なり与党の改正案を、それを国民に対して権威づけることになるのではないかと。御意見でございまして、これは私もそういうことは絶対にないという自信はもちろんないのでございまして、実際にいろいろな問題につきまして、調査会とか審議会とかいろいろ政府にございしますが、そういうものを見まして、とかく審議会がきめたと言ひながら、その答申の内容はすでに政府の方で事務当局の方で立案されておるといふ場合もあるかと存じます。これはしかし結局ふたをあけてみないとわからないのでありまして、要するに委員のまあ手腕といひますか、あるいは実力といひますか、指揮権といひますか、そういうものによつて変つてくると思ひます。でございまして、私の議論はその点はなほ甘い見方かと存じますけれども、もし憲法調査会

というより、単純なそういうふうなわけだけを飾つて、実際は政府の方から与えられた改正案に格好をつけるだけであるというのでありまして、ただこれはおそろしく良識ある国民が権威を認めないことになるのではないかと、もし国民に対する、そういう国民がこれを信頼しないというものでありまして、ならば、もちろん調査会を設置した当初の趣旨は没却されてしまひます。また先ほど申し上げましたように、調査会を作つたから、必ずこれを通さなければ改正の論議ができないかと申しますと、私はそうきめてしまつては、それこそ現行憲法の規定に反すると思ひます。そういうふうなうにはこの法案を私は解釈できないと思ひます。実際に法律学者の理屈であつて、実際はそうはいかない。国民は大体この調査会ができるという、これによつて政府の案に引きずられてしまふという御懸念があるかと存じます。これは私自身はそう考えないものでありますけれども、しかし一般の国民がどういふふうに考えるか、これは何とも私ははつきりしたことを申し上げる能力がございません。

それから最後に、なお先ほどから御質問の中に、自主憲法研究会でありましたか、これに私が参加しておつて、結論は初めから大体出ていると、いかんかというお言葉のようでありました。これはいろいろな刷りものをお説きになればわかるのです。また私の書いた書物ではその点はきつりとここで申し上げようことは前から触れておるつもりでございしますが、必ずしもこのあらゆる点において、みなその研究体の委員の意見が一致しておるといふわけではないのでございまして、ただしし本日申し上げておりますように、こゝに憲法改正について十分の研究を必要とする、だからみな一緒になつて研究してみよう、そういう場合にはまあ共通な結論が出るならば、それはそれでよい。そういう点で苦勞してみようという点は一致しておるものでございまして。ただ具体的な案につきましては、これは午前にお話がありました大西教授の詳細な案がございしますが、その案と他の研究会の委員がすべて一致しておるかと思ひます。と、一々につきましては相当に意見が分れておるものであります。まあこれを私どももいたしましては、分れたままでよろしいというのではございせんけれども、現在もすでに一致しているというふうにおとりになります。と、実は私どもの方は、これはだおがましいのであります。が、そこまではまだよく研究なり討論ができていない。けれども、一致する方向に向つてお互いに努力しているという程度のことでは申し上げられると思ひます。

○委員長(青木一男君) ちよつと申し上げます。田上教授は三時から学校の御用があることを了承の上お願ひしておりますから、質疑だけで一時間になつておりますから、これで質疑を終りたいと思ひます。

○千葉信君 二点だけ。簡単に聞くから……

○委員長(青木一男君) それじゃあもう五分以内に……

○千葉信君 田上さんにお尋ねいたしますが、ただいまの憲法第九条に関する解釈については、まあ政治家なんかの解釈としては私は一応黙つて聞けるけれども、学者として、学究の徒としてああいふ解釈をされるというにつては私は断じて承服できない。しかし、まあ残念ながら時間もないし、やつておるというぶん時間もかかりますから、私はこれは割愛して、あなたのおっしゃつた次の二点についてあらためて御意見を承りたい。

一つは、あなたのおっしゃるやうに、なるほどこの憲法調査会法案は、表面上は改正するということは直接は結びついておらない。あなたのおっしゃる通り改正するかしんか別問題だ。これはただ調査研究するということだ。だから自分としてはこれに賛成するのだと、あなたは賛成する第一の理由として後段にこれを言われた。ところが実際は私どもが心配してゐたように、総理大臣が憲法第九条等については改正するんだということをばつきり言明しておる。しかもその言明は、この調査会法案そのものに表裏一体となつて、そういう言明が行われておる。そうなりますと、あなたが賛成すると言われたその根拠がくずれてきておると思ひます。そうなつた場合に、あなたはこの法案に対して、それでもなおかつ賛成するところおっしゃるのか。

それから、これまたあなたがこの法案に賛成するに至つたもう一つの理由ですが、あなたは調査会が内閣に置かれるという点について、一つの理由は、議員以外の者がたくさん入るとすれば、やはりこれは国会外の、内閣の中に置かれることが正しい。それからもう一つは、先ほど委員がちよつと触れましたが、議院内閣制に伴つて大

て認めてよろしかろうと思うのでござ
います。

それからこの四十一條の規定は非常
に厳格に御解釈になっておったようで
ありますが、この発案権が当然に立法
権の中に含まれるかどうか、この点は
アメリカのような立場をとれば、合衆
国の憲法におきましてはもつぱら国会
議員の中から法律案を提出するわけ
でございます。しかし一般のイギリス流
のならばとなつておるところではそ
う厳格に考えていないのでありまし
て、わが国におきましては、私は内閣
の方の発案権を否認する理由はなから
うと存するのであります。

○千葉信君 それからもう一点質問漏
れ……。一番最初にお尋ねした調査会
法案そのものと、憲法改正の問題が密
着している関係がある。そうならばあ
なたの認識されていることと事実は
違つてきているのだ。そうであつても
あなたはこの憲法調査会法案に賛成さ
れるかどうか、この点……。

○参考人(田上穰治君) この法案がど
ういうふうな形で実施されるか、これ
はやはり私は条文の表面に表われてい
ることだけで一応判断しているのであ
りまして、かりに私どもが調査会の委
員にもしなるといふと、必ずしも
政府の出された案それに賛成するかと
うか、これはその案を詳細に検討して
みないとわからないのでありまして、
現在の自民党の案とか、いろいろかつ
ての自由党なり改進黨の案がございま
すが、これはすでにその相互の間にも
必ずしも一致していない部分がござい
ますし、また私どももいたしましては
賛成のところもあるし、また反対のと
ころもあるのでございまして、将来か

りにどういふ案を政府の方から出すか
出さないかそれもわかりませんが、そ
の場合にも、それを無条件に初めから
賛成するような意向の委員だけを集め
るということならば、私はかりにそ
ういふ事実であるとすれば、それは調査
会を設置することは無意味だと思いま
す。

○委員長(青木一男君) 田上君に對す
る質疑はこれで終ります。

○委員長(青木一男君) 鈴木義男君お
願ひいたします。大体二、三十分程度
以内にお述べをお願いします。

○参考人(鈴木義男君) 私にどうい
う意見を述べられるのでありますか、た
だいまこの憲法調査会法案が本委員会
で審議されておりますので、憲法調
査会を設けるのがよいかどうかとい
うことについて意見を求められるのであ
らうと思つてあります。しかし憲法調
査会をなぜ設けるかといふは、現行憲
法を再検討して改正すべき点があれば
改正したいということにあるのであり
ますから、結局調査会を設置する必
要があるかどうかといふことは憲法を
改正する必要があるかどうかといふこ
とにかかると思つてあります。

そこで結論から先に申し上げますと、
私は現行憲法にも技術的に改正、また
は修正した方がよいと思はれる個条も
二、三ないし四、五ないし六ではない
のであります。と思つてゐるのであり
ます。しかしこれは一刻を争うやうな
問題ではない。今のままでもやつてい
ける。改正論者のほんとうの目的とす
るところは、天皇制のある意味の復
活、第九條の大改正、家族制度のある
意味の復活、こういふふうなところに

あると思つてあります。これらだ
けを持ち出すと抵抗があまりに強い
ので、カモフラージュするために項目
をたくさん並べて、焦点を多岐にわた
らせて、なるほどと思はせて、主たる
ねらいを完遂してしまおうといふので
あります。最も警戒を要し、全
面的に反対せざるを得ないのでありま
す。いわゆる抱き合せ改正であります
から反対をするわけでありまして、

大体法律の解釈、あるいは立法も同
様であります。幾らでも議論はで
きるものであります。どうにでも解
釈はできるのであります。それを法律
学者の言ひごとを一々聞いて、これは
こうした方がよいといふのならば、毎
日修正をしておつても切りがないく
らゐるのであります。御承知のように人
の権利能力は出生に始まる民法第一
條に書いてあります。出生とは何
だといふだけでもローマ法以來四つ
も學説があるのであります。一部露出
説とか全部露出説であるとか、露出分
離説だとか独立呼吸説だとか……。だ
から憲法なんかも一條をとつても學者
が異なるがごとくまた異なるた解釈を
し、こうした方がよいといふ議論は幾
らでも立つのであります。問題は根本
的な点にあると思つてあります。ま
たこの根本的な点と抱き合せる方は確
かに警戒を要する。こういふやり方は選
挙制度調査会の例を見るとよくわかる
のであります。なぜ政府が選挙制度
調査会を設けたかと申しますと、小選
挙区制度といふのはよいものだとい
ふ結論だけを、あの調査会に出させる
ので、あそこを集まつた學者諸君はま
じめな人々ですから理論的に見て小選挙
区がよいと答へた。そして公正な区割

りをするといふことが大切であるとも
答へた。ところが政府は、これの通
り公正な学識経験者が皆小選挙区に賛
成だ、こう言つてこれを利用して調査
会で夢にも考えない、自分たちに都合
のよい区割り案をこれにくつつけて国
会に提案したのであります。抱き合せ提案の
最もよく例であります。私は憲法でも
こういふことが行われることを一番警
戒しなければならぬと思つてあります。
して、しからば私が何ゆゑに現憲法で
よいと言ふのか。これを説明いたしま
すのには、まずこの憲法が作られた
当時の国民の氣持、制定の事情などを
回顧しなければならぬと思つてあり
ます。そしてそれとあわせて、この
憲法の内容を批判しなければならぬ
と信ずるのであります。私の意見を求
められますのは主としてこの点にあ
らうかと存じます。

私は終戦後いち早く民間の憲法研究
団体であります憲法研究会、高野岩
三郎先生を会長にしてわれわれが参加
して、日本にどういふ憲法を作つたら
よからうかといふことで研究に従事
したのであります。そして憲法は根
本的に改正しなければならぬとい
ふことを提唱し、草案も作りまし
た。これなら民主革命ができさうだと希
望を持つて国会にも出る氣になつたの
であります。第九十議会の議員の一人
となりまして、憲法改正特別委員にも
なり、さらに修正を議しますために
十四人の特別小委員といふものをこ
しらえましたが、その一人ともなりま
した。この現行憲法の制定修正等に参
加したものでありますから、これを語る資
格があつたかと存するのであります。
そこでいろいろこの改正論者の御

議論を承つてみますと、大体二
つの根拠から出てゐるようになつて
あります。一つは占領中に押つけら
れた憲法であり、一つは内容がどうも
おもしろくない。結局この二つの考
えは、せんじ詰めれば一つに歸するの
であります。占領下にできたものはい
けない。本来占領下において独立の法
律や憲法ができるものではないのだと
いふ説があります。またそれではい
けないから暫定的に作つておいて、留保
条件を付して、あとで正式なものを作
るといふことにしよう、こういふ説も
あります。ドイツなんかではその説に
のつとつてやつたやうであります
が、それはまた一つの行き方でありま
す。しかし占領下において作つたから
いけないといふのならば、これは憲法
無効論でなければならぬと私は思
つてあります。憲法は一応認めるけ
れども、根本的に直したいのだとい
ふのは少しロジックが合わないのでは
ないかと思つてあります。しかしそ
うまで言ひ人はあまりない。やはり現
行憲法のよいところは、どんな改正論
者でも認めておられるやうであります。

わが国は終戦とともに一つの民主革
命をなし遂げたのであります。これ
は田上教授も言われた通りでありま
す。だれも一つの革命と考えておるの
であります。決して部分的な修正と
か、改正とかいふやうなものではあり
ません。そこで本来このボツダム宣言
を受諾した以上は、従来の封建制度を打
破し、従来の日本を誤まつた軍国主義
を破砕して新しい民主的の日本を作
ることがわれわれに課せられた義務
であると同時に、われわれが条件を受
諾したときの氣持であつたわけであり

まして、当然最先に憲法を自主的に作るべきであったのであります。ところがどうも日本人にまかせておいたので、ことに当時の政府にまかせておいたのでは、とても約束したような民主的憲法が作られそうもないという見通しから、見本を示されることになったのであります。その経緯はあらゆる文献によって立証することができます。

日本においても決してただおつたわけではない。近衛公がみづから委託されたと信じて、佐々木博士をわずらわして草案を作った。それから略内閣では松本照治国務大臣が主任大臣となつて、御承知のように憲法問題調査会といふものを作つて、美濃部博士、野村博士、清水博士、河村氏、宮沢氏、清宮氏、いろいろな人を委員に委嘱して、そうして草案を作つたことも御承知の通りであります。また自由党も當時草案を発表しておる。進歩党も発表しておる。社会党も発表いたしております。共産党も草案を作つて発表いたしましたのであります。また民間団体としては先ほど申し上げた憲法研究会、これは高野氏を会長として馬場恒吾氏でありますとか、森戸辰男氏でありますとか、鈴木安藏氏でありますとか蠟山政道氏でありますとか、いろいろな人が、私もその一人として参加して一緒にやつたのであります。現に高野博士はまず第一に天皇をやめなければいけない、わが国を共和国にしなければ、わが国は救われないということを強く御主張になったのであります。われわれの間で天皇制を存置すべきいふなかにいふことは、ずいぶんたびたび議論され、討議されたことであります。が、當時司令部における天皇を温存

しよなという意向と相待って、今の日本で直ちに天皇をやめることは少しラディカル過ぎるであらう、こういうののうではわれわれの間では、やはり天皇というのは、権力に携わらず、實際政治に携わらないものとして残そうじゃないかということがきまったが、高野博十一人は斷固として承知しない。自分の少年時代は、天皇というものはもう少し当りまえの人であつたのである。白分の長い生涯を通じてだんだん天皇は神様となり、ついにこの救うべからざるデストラクションに日本の國を導いてきた万惡のものである。これをやめて大統領の上に置いて 共和國になれば、日本は救われなし、また再び不幸を見るぞ。どうか一つこの研究会案として一つにまとめたいから御護歩願いたい。斷じてこの点は譲ることはできぬ。それでは高野の意見として付記しておいてもらいたい。こう言うので、われわれがあの草案を発表するときに、高野は共和制を主張したといふふうに付記して発表をいたした次第であります。それから尾崎氏を先頭とする憲法懇談会、これも草案を発表いたしました。あるいは大日本弁護士会連合会なども草案を発表いたしました。どれを見ても、あまり大したものではなかった、遺憾ながら。で、後に発表される司令部案というものに比して一番近いものは、手前みそのようでありますが、この憲法研究会の案であつたわけであります。これは一つここに資料として配付になっているようでありますから、比較してごらん願えればわかつていただけたと思うのであります。その他は松木案のごときは明治憲法にちやつと手を入れた程度のもので

あります。その他自由党の案も、進歩党の案も同様であります。社会党の案も、私どもも関与したのでありますが、はなはだ微温的であつたことを恥かしく思う次第でありまして、当時日本を占領したものがソビエトであつたり共産主義的な国であれば、どんなラディカルな憲法でも許されると思ひましたけれども、アメリカだからして、あまりラディカルなものをやつたところで、それは認められないだらうというよりな、多少思い過ぎもありまして微温的な草案になつたわけでありまして。司令部の方でも一々それらはみなす。英訳して読んでおつたよりであります。あとでわかつたことでもあります。司令部の方でも一夜作りによつたといふことをよく申す人がありますが、私の知っているところでは、コルグロヴ教授その他の公法学者が顧問として参つておりまして、占領の当初から、日本はいかなる憲法を持つべきであるか、どういふ民主政治をやらせるべきであるかといふことは、調査研究をしておつたのでありますから、その基本線においては決して一夜作りのものでなかつたことは明らかなのであります。これらをみな見たけれども、どうもこれではだめだ。これでは真に日本を民主化するゆえんでないし、近代的民主主義を行ふゆえんでもないと、司令部では見たようでありまして、それをついに、あの通り極東委員会の空気に緊迫してきておるソビエトはもちろんとして、オーストラリア、ニュージーランド等は、天皇制をやめてしまふ。共和国にせよといふ指令が来そうである。天皇制をもし保存するならば、日本が先手を打つて自主的に憲法草案を

出してしまったということにしなければならぬというので、御承知のように非常に急いだわけであります。そういう意味において、待つておつても日本自身からいい案が出てこないから、やむを得ず、こういう見本をつつ出さうかというのにつとめてやつてみたかどうかということになつたわけであります。私は押しつけられたとは思わないのでありますが、よりよい案があつたのにそれを蹴つて悪い案を与えたなにかに押しつけであります。確かに、これは押しつけであります。確かに押しつけでありますが、われわれの出したものよりもはるかによい案を出してきただけでありますから、これは押しつけといふべきでなくして、やはりむしろ与えられた憲法、日本に示して作らせられた憲法であるというならば當つておる言葉であると思うのであります。そういう意味において、大体私は、その後、これじゃ一つ日本の民主化もやれるかな。——そのときまでは明治憲法のもとに国民大衆は非常な抑圧を受けており、私はその圧迫されて破壊された人々を弁護することに生涯を費しておつたのでありますから、これはとてもたまらない。しかし幸いにこれから日本は一つ明朗な民主国になるかもしれない。ただ見ているだけではいけない。自分も参加して一つこれを完成しなければならぬという気持ちで起して、柄にもなく国会に出てくる氣になつたのであります。そうして第九十議會会から私も出て参りまして、そうして親しく今度はこの憲法の制定に参加したわけであります。そのときこの憲法は、あちらから原案が示されておつて、一力条といえども、一字一句といえどもみだりに修正することは許さな

いんだというデマが飛んでおった。どうも金森さんなどは、御修正は自由でありますというときはときとき言われたが、どうも別な方で伝わってくる言葉あるいは別なところで答えるというのと、どうも手をつけてはいけないうる。よくに聞えるようなことを言われる。そこで私は、いやしくも小委員となつて、これからほんとにこれに手をつけるかつかないかという大事なせとぎわでありますから、私は司令部に行つて、僭越であるけれども聞いた。それは、国会の憲法改正に従事しておる一人として、ぜひほんとうのことを聞いておきたい。そうでなければ私の仕事はできぬというので、行つてケーデイスに幸ひに会うことができた。これはむやみに修正しちやいけなといううわさがあるが、ほんとるか。いや、そんなことはない。日本が、そして国会の代表者がほんとに日本のためによいと思ふところがあるならば、反動的に、封建的に直すのはどうも賛成できないが、直すことはけつこうなことなのである。少しも拒むつもりはない。ただ天皇の性格を象徴でないものに變えるということ、及び軍隊を再び持つということは、これは樞東委員会及び司令部の方針として賛成ができないんだ、こういう話があつて、大いに修正してよろしいと、さういうことでありますから、私はさもありなん、安心して引き下つてきて、それから修正するつもりでよく読んだのであります。そうすると、まあ私の見地からいうと、いろいろありましたが、まだこれは改正論者が、神川博士などがよく言われる十八世紀から十九世紀の憲法じゃない

か。基本的人権などは、たしかに私は、フランス人権宣言、アメリカの独立宣言及びフランスの今の憲法の流れを汲む個人主義の十九世紀的な基本的人権が多く網羅されておいて、二十世紀的な社会主義的な、経済的、社会的権利の保障というものは乏しい。これは直さなければならぬと思ったのであります。直さなければならぬ点では、そんなにどうしても直さなければならぬというような点はあまり見つからないほどよくできておる憲法であつたのであります。これはよく、当時、一つ総選挙でもこれを題目として戦つたのであります。私の知つておるところでは、当時よい憲法である。古い頭の人々が、天皇を象徴にするといふことはどうか、どうもよくわからぬ、変だといふことを言つた人はありますが、軍隊を持たないなんといふことは、もう当時当然のこととしてだれ一人疑う者はなかつた。どうか十年前のお気持ち返つて、一つよくお考えを願ひたい。それから、その他の点もまことによい憲法である。これならば、われわれも少し息がつけるか、あの息詰まるような明治憲法の人民抑圧から脱却して、少しは自由の空気が吸えるかといふ声が野に山に満ちておつたと申しても過言ではないのであります。あの当時の国民の空気が、でありますから、あの憲法が悪い憲法だといふようなことを言つて頭ごなしにしたような者はないのであります。寡聞にして、私の聞くところ、ないしその当時の文獻を探してみても、あまり見当らない。しかし私は、やはり技術的にいろいろな点から不完全な点は直しておかなければならないと考えて、それで小委員に

なつて、十四人の小委員会に臨みました。芦田さんが委員長でありました。いろいろな点を修正を希望し、ほとんど容れられたと申してよろしいのであります。

まず衆議院で修正した箇所を申し上げますならば、前文並びに第一条に、主権という、英語の方ではソヴァンティと書いてあるけれども、日本語で読むと国民至高の總意と書いてあつた。主権という言葉はどこにも出ていない。だから私は一番先に本会議でまず質問をし、ここにごまかしがあるんじゃないか、なぜ主権といふことをはつきりいわないのか。これが司令部の方に聞えたやうであります。この司令部から、ごまかしておるじやないか、はつきりソヴァンティといふことを憲法の中にうたわなければならぬといふ注意が出て、小委員会の途中で、主権の存する国民、主権が国民に存することを宣言し、といふふうに、はつきりうたふことに變つたのであります。

それから文字だけの修正のごときは略しますが、第六條に、原案では内閣総理大臣だけが天皇によつて任命されることになつておつたのであります。マッカーサー草案といふのをごらん下さればわかるのであります。このマッカーサー草案では、内閣総理大臣だけが天皇に任命されるのであつて、最高裁判所の長官も判事もすべて司法大臣の推薦によつて内閣総理大臣によつて任命されることになつておつた。私は、これは三種分立の建前からいってよろしくない、おもしろくない、どうしても総理大臣と最高裁判所の長官といふものは対等の地位にお

なければならぬ、それでこそ初めて司法権の独立尊厳といふものが維持されるのであるから、これは一つ直してもらいたいと言つて提案をして、総理大臣とともに最高裁判所長官が天皇によつて任命されるやうに直つたのであります。

それから第九條は、これは最も議論の多かつた条文であります。しかし今日なされるやうな意味において当時議論は行われなかつた。質問をいたしましても、御承知のやうに、共産党の野坂君が、自衛のために戦争ができないなんてべらぼうなことがあるかと言つて、吉田茂総理大臣に詰めておつた。それが間違ひのもつた、戦争は自衛のためといわずしてやつた戦争はいまだかつてないんだ、日支戦争しかり、大東亞戦争しかり、みな自衛の名においてやつた戦争だ、だからこれからは自衛の名においても絶対に戦争は許されないと、こう然と答えた。私は今でも記憶しておるが、吉田氏は偉いなと思つておる。(笑)それが何だか變になつてきた。当時とにかくそのことに因連して、芦田委員長も答えてい

といふものは持たない、丸腰でいこうといふことを説明しておつたのであります。そして本会議の委員長報告でもそれを述べておる。今忘れたやうなことになるおつたが、(笑)それは一つ御記憶を喚起していただきたいのである。ただ小委員会でも、どうもこれは、いかにもいやいやながら軍備を撤廃するやうに見えるから、一つ高き理想を掲げて撤廃することに文章の上でもうたおうじやないかと、われわれ及び芦田さんも仰せられました。そこ

かになるわけでありました。とにかくこも私どもがもつともだといふので入れたのであるが、あとで聞くと、これは芦田さんは深謀遠慮があつて入れておいたのだ。この言葉を入れるといふと、自衛のために軍備が持つてゐることになるのだ。——こんなことは夢にも仰せられなかつた。仰せられたらわれわれは反対した。ただ文章がうたがひないから入れようじやないかといふお言葉であつたのであります。

それから第十條は、われわれが入れた条文であります。日本国民の要件は法律の定めるところによる。これはドイツの憲法にもあります。これと、日本国民たる要件といふことが問題になります。私が現に扱つてゐるのに、イギリス人であるか、日本人であるかといふ争いがありまして、まだ三年、四年かかつておるが解決しない。日本人だと思へば日本人と思われ、イギリス人だと思へばイギリス人にも思われるといふ人がある。そういう人がふえるのです。それでですから、私はやはり入れた方がいいといふので、提案して入れたのであります。それから第十七條も原案にはなかつた。「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」これは私が長い間の訴訟上の経験から、官尊民卑のわが国においては、役所がやつたことは、役人がやつたことは、みな損害賠償も何もとれない。大体、知事とか内務大臣を相手にして訴訟を起すなんて不届き千万なやつだといふやうなことで、おどかされて、泣き寝入り

なればならぬ、それでこそ初めて司法権の独立尊厳といふものが維持されるのであるから、これは一つ直してもらいたいと言つて提案をして、総理大臣とともに最高裁判所長官が天皇によつて任命されるやうに直つたのであります。

といふものは持たない、丸腰でいこうといふことを説明しておつたのであります。そして本会議の委員長報告でもそれを述べておる。今忘れたやうなことになるおつたが、(笑)それは一つ御記憶を喚起していただきたいのである。ただ小委員会でも、どうもこれは、いかにもいやいやながら軍備を撤廃するやうに見えるから、一つ高き理想を掲げて撤廃することに文章の上でもうたおうじやないかと、われわれ及び芦田さんも仰せられました。そこ

かになるわけでありました。とにかくこも私どもがもつともだといふので入れたのであるが、あとで聞くと、これは芦田さんは深謀遠慮があつて入れておいたのだ。この言葉を入れるといふと、自衛のために軍備が持つてゐることになるのだ。——こんなことは夢にも仰せられなかつた。仰せられたらわれわれは反対した。ただ文章がうたがひないから入れようじやないかといふお言葉であつたのであります。

それから第十條は、われわれが入れた条文であります。日本国民の要件は法律の定めるところによる。これはドイツの憲法にもあります。これと、日本国民たる要件といふことが問題になります。私が現に扱つてゐるのに、イギリス人であるか、日本人であるかといふ争いがありまして、まだ三年、四年かかつておるが解決しない。日本人だと思へば日本人と思われ、イギリス人だと思へばイギリス人にも思われるといふ人がある。そういう人がふえるのです。それでですから、私はやはり入れた方がいいといふので、提案して入れたのであります。それから第十七條も原案にはなかつた。「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」これは私が長い間の訴訟上の経験から、官尊民卑のわが国においては、役所がやつたことは、役人がやつたことは、みな損害賠償も何もとれない。大体、知事とか内務大臣を相手にして訴訟を起すなんて不届き千万なやつだといふやうなことで、おどかされて、泣き寝入り

なればならぬ、それでこそ初めて司法権の独立尊厳といふものが維持されるのであるから、これは一つ直してもらいたいと言つて提案をして、総理大臣とともに最高裁判所長官が天皇によつて任命されるやうに直つたのであります。

といふものは持たない、丸腰でいこうといふことを説明しておつたのであります。そして本会議の委員長報告でもそれを述べておる。今忘れたやうなことになるおつたが、(笑)それは一つ御記憶を喚起していただきたいのである。ただ小委員会でも、どうもこれは、いかにもいやいやながら軍備を撤廃するやうに見えるから、一つ高き理想を掲げて撤廃することに文章の上でもうたおうじやないかと、われわれ及び芦田さんも仰せられました。そこ

かになるわけでありました。とにかくこも私どもがもつともだといふので入れたのであるが、あとで聞くと、これは芦田さんは深謀遠慮があつて入れておいたのだ。この言葉を入れるといふと、自衛のために軍備が持つてゐることになるのだ。——こんなことは夢にも仰せられなかつた。仰せられたらわれわれは反対した。ただ文章がうたがひないから入れようじやないかといふお言葉であつたのであります。

それから第十條は、われわれが入れた条文であります。日本国民の要件は法律の定めるところによる。これはドイツの憲法にもあります。これと、日本国民たる要件といふことが問題になります。私が現に扱つてゐるのに、イギリス人であるか、日本人であるかといふ争いがありまして、まだ三年、四年かかつておるが解決しない。日本人だと思へば日本人と思われ、イギリス人だと思へばイギリス人にも思われるといふ人がある。そういう人がふえるのです。それでですから、私はやはり入れた方がいいといふので、提案して入れたのであります。それから第十七條も原案にはなかつた。「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」これは私が長い間の訴訟上の経験から、官尊民卑のわが国においては、役所がやつたことは、役人がやつたことは、みな損害賠償も何もとれない。大体、知事とか内務大臣を相手にして訴訟を起すなんて不届き千万なやつだといふやうなことで、おどかされて、泣き寝入り

なればならぬ、それでこそ初めて司法権の独立尊厳といふものが維持されるのであるから、これは一つ直してもらいたいと言つて提案をして、総理大臣とともに最高裁判所長官が天皇によつて任命されるやうに直つたのであります。

といふものは持たない、丸腰でいこうといふことを説明しておつたのであります。そして本会議の委員長報告でもそれを述べておる。今忘れたやうなことになるおつたが、(笑)それは一つ御記憶を喚起していただきたいのである。ただ小委員会でも、どうもこれは、いかにもいやいやながら軍備を撤廃するやうに見えるから、一つ高き理想を掲げて撤廃することに文章の上でもうたおうじやないかと、われわれ及び芦田さんも仰せられました。そこ

かになるわけでありました。とにかくこも私どもがもつともだといふので入れたのであるが、あとで聞くと、これは芦田さんは深謀遠慮があつて入れておいたのだ。この言葉を入れるといふと、自衛のために軍備が持つてゐることになるのだ。——こんなことは夢にも仰せられなかつた。仰せられたらわれわれは反対した。ただ文章がうたがひないから入れようじやないかといふお言葉であつたのであります。

それから第十條は、われわれが入れた条文であります。日本国民の要件は法律の定めるところによる。これはドイツの憲法にもあります。これと、日本国民たる要件といふことが問題になります。私が現に扱つてゐるのに、イギリス人であるか、日本人であるかといふ争いがありまして、まだ三年、四年かかつておるが解決しない。日本人だと思へば日本人と思われ、イギリス人だと思へばイギリス人にも思われるといふ人がある。そういう人がふえるのです。それでですから、私はやはり入れた方がいいといふので、提案して入れたのであります。それから第十七條も原案にはなかつた。「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」これは私が長い間の訴訟上の経験から、官尊民卑のわが国においては、役所がやつたことは、役人がやつたことは、みな損害賠償も何もとれない。大体、知事とか内務大臣を相手にして訴訟を起すなんて不届き千万なやつだといふやうなことで、おどかされて、泣き寝入り

なればならぬ、それでこそ初めて司法権の独立尊厳といふものが維持されるのであるから、これは一つ直してもらいたいと言つて提案をして、総理大臣とともに最高裁判所長官が天皇によつて任命されるやうに直つたのであります。

といふものは持たない、丸腰でいこうといふことを説明しておつたのであります。そして本会議の委員長報告でもそれを述べておる。今忘れたやうなことになるおつたが、(笑)それは一つ御記憶を喚起していただきたいのである。ただ小委員会でも、どうもこれは、いかにもいやいやながら軍備を撤廃するやうに見えるから、一つ高き理想を掲げて撤廃することに文章の上でもうたおうじやないかと、われわれ及び芦田さんも仰せられました。そこ

かになるわけでありました。とにかくこも私どもがもつともだといふので入れたのであるが、あとで聞くと、これは芦田さんは深謀遠慮があつて入れておいたのだ。この言葉を入れるといふと、自衛のために軍備が持つてゐることになるのだ。——こんなことは夢にも仰せられなかつた。仰せられたらわれわれは反対した。ただ文章がうたがひないから入れようじやないかといふお言葉であつたのであります。

になつておつたことが多いのでありますから、こういうことは憲法に入れるおかなければだめだ。アメリカでは要らない規定だけれども、日本では必要なんだというので、私が入れることを希望し、入れていただいた条文中であります。

それから第二十五条第一項、これが原案になつたのであります。これは当時の社会党の森戸辰男さんと私とで相談をいたしまして、ぜひ一つこれを入れてもらいたい。これはドイツ憲法では、人間に値する生活、メンシエンヴェルデイグス・ダアザインという憲法の規定があつて、実にわれわれをして感奮興起せしめたものであります。日本でも一つ、ああいう規定がなくちやあもしろくないというので、人間に値する生存を保障するというような言葉にしたいと思つて、それじゃあまり直訳外国語を聞いていろいろな感じがしますから、そこで考えた結果、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という言葉を直したわけでありまして、とにかくこれはわれわれが希望して入れていただいたわけでありまして、だから第一項はなかつたのであります。そして第二項、これも議論がいろいろ出ましたけれども、第二項は、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」これは立法の大指針をうたつたのであります。政治の大指針をここで立法の大指針とともにうたつておくことが、日本憲法をして光あらしめるゆゑんではないか。それはあまり空想に近い理想をうたつても仕方がないじゃないか

という御議論もありました。確かにあります。ところが、その憲法はあつちもこつちも理想をうたつていて、理想をうたつていなくて、われわれが熱心に主張したところが、幸いに、自由党さん、進歩党さんの御賛成を得て入れていただくことができたのであります。

それから第二十七条、これは勤労の権利だけを原案ではきめておつたのであります。「勤労の権利を有する。」それでどうも日本国民は、権利だけを規定しておく、これはたしか芦田さんの御主張もあり、われわれも賛成したのであります。勤労と義務というものを認める、軽視するという傾向があるから、これは権利とともに義務も一つ規定しておかなければいけない。こういうことで、働かざる者は食うべからず、これがわれわれのモットーでもあります。ソビエト憲法のごとき、それをそっくりそのまま憲法に入れた例もあるものであります。そういう意味で一つ勤労の義務を負うという言葉をいれよう、こういうことを入れた次第であります。それから就業時間とともに休息ということが、これは大切な労働者の労働条件であり権利でもあります。これも原案になつたが入れておかなければ、あとで労働法を作るときにいろいろ問題になるからというので、「休息」という言葉を入れていただいたわけでありまして、それから第三十条の納税の義務、これもなかつたのです。一体納税の義務だの教育の義務なんというものは、G H Qの人にいわせると当りまえのこと

で、アメリカなんかにはないのだ。それをちゃんと国民は納税もしておるし、教育もしておる。そんなことを書かなければならぬというのはどうかしているというふうな口ぶりであつたのであります。日本国民は、憲法に書いてないが、どうも軽視していいように考へるくせがあるから、入れておいたほうがいい、こういうことになつて、やはり納税の義務を有する。——

一 体、憲法は御承知のように人民の権利を国家に向つて保障する規定であつて、国家が人民に向つて義務を命じたり強制する規定ではないのであります。それから、本来義務を規定することはこれは邪道であると思つたのであります。それが、今度の改正案にだいたい義務を御規定になりたがつておる人があるから、念のために申し上げておるのではありません。義務は法律で定めればいいことで、憲法で何もきめなくても、権利だけ憲法で保障しておけばいいのであります。とにかくそういうことで納税の義務ということも入れたのであります。

して、私がお願いをして、幸いに入れていただいたのであります。それから第四章、第五章、第六章、第七章等には字句の修正が多少ありますけれども、省略をいたしますが、第八十八条皇室財産の問題、これはぜひ第八十八条皇室に世襲財産としていふん小委員会でもめたところでありまして、いわゆる皇室に世襲財産として相当のものを残そうという運動がありまして、小委員会を無視してG H Qにかけ込んで行つて訴えた衆議院議長を他の人があつた。ほかの人がかけ込んで訴えるのはかまいませんが、衆議院議長が、今小委員会ではしきりに修正を練つておるのに、小委員会の方へそれを持つてこず、司令部へ行つて直接訴えるというところは、あまりにも委員会の権能を無視したものであるといふのがわれわれの不満であつたわけでありまして、ついに議員議長不信任ということに発展して、議員議長が辞職したことは、御承知の通りであります。

それで司令部においても最初は皇室に世襲財産を残してもいいという気持であつたようでありまして、マッカーサー原案にあるのであります。けれども、これがまた問題の種になる。木曾の御料林、北海道の御料林、いろいろ広いところの財産を、みな天皇の、皇室の財産として残すということは、ますます将来混迷を来すとともに、問題になるからというので、思いきつて天皇もやはり国会で議決した歳費を差し上げる、それで一つ生活を立てていくようにお願いをするということにいたしましたのが、八十八条の規定に落ちついた理由であります。

す。また公侯伯子男爵は、一代だけは華族として認めるということであつたのであります。これも無用なことである、やめるならば、さつそくやめる方が、あとくされがなくてよろしいというので、これも小委員会において決定をしてやめることにいたしましたのであります。

まあそういうふうな点で、私もこれは修正したのであります。さういふあとをこらへ下すつても、一字一句といへども変えることを許されなかつた。泣きの涙でいいやながら作つた。——ほかの人はどうか存じませんが、私はきわめて自由な気分、開らかな気分での憲法制定に従事し、修正にも従事したつもりでおるのであります。当時の気持に一つ返つて御了解をお願いしたいのであります。これは幸いに自由党及び進歩党さんが当時賛成して下さつて修正ができた。しかしわれわれは出したけれども、それはどうも賛成できないといつて、自由党さんも進歩党さんも小会派さんも賛成して下さらなかつたために、修正ができなかつた。まづたものが相当あるのであります。そのうち私どもは後に残したいと思つて特別委員会に提案をいたしました。そうして私がその提案理由の説明をした条文が若干ありますから、この機会にお耳に入れておきたいと思つてあります。

前文のうちに、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という一節の中の「専制を隷従、圧迫と偏狭」という言葉を次に、搾取と窮乏という言葉を入れ

てほしいということを提案したが受け入れられなかったものであります。それは決してGHQに受け入れられなかったのではなくしては、自由党と進歩党に受け入れられなかったという意味であります。あそこさえ通れば、GHQは必ずこれは許したに相違ないと私は思っております。

そこから第一章天皇の前に国権という一章を設けて、第一条として、国権は国民から発するといふ条文を入れろといふことを主張したのであります。これは、主権在民の民主憲法であります。以上は、第一章は天皇であるのはふさわしくない、第一章天皇で始まるのは、第一章国民から始まらなければならぬ、こういふ考えから、私も国権といふ章を設けて、国権は国民から発する。ドイツ憲法にうたっているように、ああやるべきであるといふことを主張したのであります。それが、それよりもよくないといふことで退けられたわけでありまして、委員会です。

それから天皇の行う国務のうち、原案は、第七条の第一号、「憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること」とあるのを、「認証すること」と直して、第二号以下の国会の召集、衆議院の解散、国会議員総選挙の施行の告示というものは、天皇の国事行為の中にあります。これを削除しろ、これらは内閣の事務に移すべきである、天皇は象徴であり、政治には関与しない建前をとる以上は、これを天皇の行為とすべきでないといふ考えは考へたか、その主張をいたしましたのであります。今度のこの改正論者の意見には、もっとも天皇の行為をふやせとい

うことになっておる。なお栄典の授与も天皇がするということになると、これは実権を伴わないようなものであるが、非常に封建的な遺制を伴う一つの特権を与える行為になるのであるから、国家のためによろしくないといふことの議論があつたのであります。が、まあ天皇の行為に栄典の授与ぐらゐ残しておかなければ、何もないじやないかといふようなことで、これは天皇の行為といふことになつたのであります。今度問題になつてゐる特赦とか大赦といふようなものを天皇の行為にするのは、もつてのほかであります。これは政治上最も重大な政治行為でありまして、これは内閣総理大臣、法務大臣の責任においてやるべきことであるとわれわれは考へておる次第であります。

それから教育に関する原案第二十四条第三項に持つてゐて、才能あつて資力なき青年の高等教育は国費であるといふ規定を加へるというのを主張したのであります。これも退けられました。それから財産権を定めた原案第二十七条、経済生活の秩序と公共の福祉を増進することを目的とする、これは今の社会的権利の保障であります。あまり個人主義的な権利の保障ばかりであるから、もつとこれを社会的な意義を持たせなければならぬといふので、われわれが主張したのであります。経済生活の秩序と公共の福祉を増進することを目的とする。この目的に反しない限りにおいて、財産権と経済的自由とは保障される。財産権の内容は法律で定める。私有財産は正当なる補償のもとにこれを公共のため

に用いることができる。ただし、やむを得ない場合には、国会の議決によつて補償を給しないて用いることができる。これを規定しておかなければ、社会主義政策は実行できない。それで司令部から来たマッカーサー草案には、土地及び天然資源の究極的所有権は国民に属するといふようになっておつたのであります。これは松本國務大臣が、これだけは一つやめてもらいたい、あまりにもラジカルであるといつて、一院制度とともに願ひ下げたものであります。が、われわれが渡されたときには、これは、このごろになつて、最初のマッカーサー草案なるものが歴史的資料としてわれわれに渡るようになったのであります。審議のときには、そういうものが削られておつたものを渡されたのであります。そこでもわれわれは、一つぜひこれを入れておいてもらふねと、もろもろの重要産業の国家管理あるいは国有といふことは実行できなくなるからして、自由党、進歩党が御賛成にはならない。これも退けられたわけでありまして。

それから憲法改正は、国民の承認を得たときは、内閣が国民の名においてこれを憲法と一体を成すものとして直ちに公布する。天皇が公布するといふ必要も理由もないではないか。天皇は象徴であるのであつて、天皇が憲法改正を公布するといふことは一貫しておらない、こゝろ見地ではわれわれは主張をいたしました次第でありまして、これも遺憾ながら退けられた。これは当時、自由党と進歩党とが小委員会において御賛成にならないから、やむを得ず通らなかつただけの話

で、これを御賛成下すつてGHQに持つていったとすれば、私は百パーセントGHQはこれを容認したと信ずるものであります。持つていったもので一つも蹴られたものはないといふことで証明されるのであります。それは、日本のある部分の人々の頭よりは、GHQの諸君の頭の方が進歩的であり、民主的であつたのであります。私はその後、交渉に當つた結果、よくわかつたのであります。ゆえに、マッカーサーが、自分は日本によかれと思つてあらゆる施策をやつたのである、もし誤まりがあつたならば、ブレン、頭腦の誤まりであつて、ハートの誤まりでないことを了とされたいと、ある政治家に語つたものであります。が、アメリカで。それはさうだろうと思ふのであります。とにかくさういふ意味においては、私は憲法を相当自由なる立場において作つた、どうもハッターリをかける人は、鈍剣を突きつけられて、やむを得ずこしらへた憲法であるなどといふことを、民衆を扇動するために言ふのは御自由でありますけれども、少しうそが過ぎると私は思つておる。それにもかからず、それは見本を示されて作られたといふことならば、それは私も納得いたしますが、悪いものを作つたといふ意識がなかつたといふことを御了解を願ひたい。

そこでこの内容についても、最も問題となるのが、何といつても天皇の象徴を元首に直すかどうかといふような問題、それから第九条を改正して、軍隊を正式に持つことにするかどうかといふ問題、それから個人、人格の尊重という問題であります。これら

は、今でこそ、そんなことをしきりに議論しますけれども、あのころはこれが実に一番いいところであつた。司令部がわれわれに示したところでは、これが一番いいところで、これによつて日本国民は救われる。少数の特権階級は非常な失望を感じるけれども、これはやむを得ないことで、大部分の国民大衆は歓呼をこめて、天皇を権力から離し、戦争を放棄し、軍隊をやめるといふことは、当時非常な歓呼をこめて、よく御記憶を願ひたいのであります。ですから、改正論のやはり底を流れるものは、どうも当時國外にあつて、これに関与しなかつた人が、昔恋しい郷愁の念にかられて、再び逆戻しをしたいといふのか、あるいはいしふしう受け入れたものがどうもさういふ考え方をするように、私どもから見受けられるのであります。ことに東条内閣などで大いにお働きになつた方がこの改正論の先頭を切つておられるのじゃないか。今、会長でないが、前の会長はさうです。さういふのはどうもこれは、元の特権の回復、復活、失地回復を願つておるものじゃないかと、こゝろ言われてもやむを得ないじゃないかといふふうに思ふわけでありまして。

で、私は時間がありませんから簡単に結論づけますが、改正論の内容を見ますと、世界観の相違からきておるものがあります。国策あるいは政治の相違からくるといつてもよろしいであります。つまり憲法第九条をどうするかといふ問題は、これは軍隊などは要らない、戦争は絶対にやめるべきである、こゝろいふ考え方は、これは世界観の相違からくる。いや、軍隊

を持たなければ、あすにも日本はやられそうだが、あすやられるか、やられないかというところは、これは、われわれは少くとも日本を今領土的に侵略しようという国がどこにあるとは思えない。だから、そんなに軍備というふうなことを急ぐ必要はないと考へておるわけでありませう。軍備に使う金があったら一つ社会保障にでも使つて、十年やつたら相当よい国ができると思ふ。あまり早く再軍備に乗り出して惜しいことをしたと思つておられます。

世界の動きがだんだん平和に向つて動いておる。あのイスラエル、アラブの争いを見たつて、戦争に持つていかずには何とか解決しようという形勢が見えておる。ソビエトとの四巨頭会談でも、平和の方に持つていこう、軍備縮小の方に持つていこうとしておる。ですから、急いでわが国がこの世界情勢のもとに軍備を作る必要があろうかという、これは問題として論じなければならぬと思ひますが、これは非常に長い時間論じなければならぬ問題でありますから、私はこれに触れることは略しておきますが、とにかくもう少し形勢を見て、今年もゆつくり世界の形勢を見て、どうしても小国といえども軍隊を持たなければ安全が保てないという見通しがついたときに考へてもおそくないと、こう思つておるのではありません。その前に内乱等の心配があるというなら、これは警察予備隊程度のものは置くことは、必要にして十分だということ、前からわれわれが主張しておるところであります。

それから第二の類型に属するものは、古い制度に郷愁を持つておるところからくるものである。これは人生観の相違でも申すほかはない。天皇を今一度元首にしたい、これは言葉だけの取りかえだだけだというのですけれども、私も言葉だけの取りかえとは思ひません。次に来たるべきものをおおつておるのであります。今はなるほど言葉だけの違いである。言葉だけの違いならば、なぜ象徴で不十分なのか。日本国を代表するものは象徴というところで何ら差しかねない。イギリスのキングもクイーンも大英帝国のシンボルであるという憲法上のことわざがある。だから成文がないと言つた。神川博士ですか、そんな成文はイギリスにはない。イギリスの憲法は成文憲法でないのですから、ないことは当然である。クラウンがシンボルであるというところは、立派にイギリスのキングの地位を示しておるのであります。日本でもそうなつておるのであります。日本の大公使が来たら一番先に天皇にお目にかかるのであります。大公使を接待するのであります。また大公使を認証して辞令を渡して外国につかわすのであります。何が足りないのか。私は、元首にして天皇がみなさういふものを任命することにしないとおもしろくない、これは単に昔の制度に対する郷愁に過ぎないと思つておるのであります。

それから家族制度、これも決して封建的家族制度などを考へておるのでないといふやうな、家族の保護とか家族制度というものを守るというところを憲法の上に規定することは、私はあまり反対はしないのですけれども、しかし必要はないことだ。個人の尊厳と男女の平等、そして夫婦は眞に自由意思の合致によつて構成すべし。小さい

家庭というものは、今の憲法でも守られておるのですから、それ以上、家族制度の保護を規定するというのは、どうも戸主の制度を持つてこよう、あるいは相続についての均分相続をやめようという下心が、法衣の陰にやういふのは見えておるのをおそれるのであります。基本的な人権の制限等についても同様であり、権利の乱用は立派に第十二条で禁止されておるのであります。常に基本的人権は公共の福祉のために使わなければいけないというのが規定されておるのでありますから、これを適用して現実の問題として解決して、裁判所でも立派な方法で判決されておるのでありますから、もう少し立派にこの慣行が成長するのを待てばよろしいと、こう考へておるのであります。

それから第三は政治、行政の技術に關する問題であります。議会の運営、内閣制度、参議院の制度、裁判、財政とか地方自治、こゝろいろいろのは、やり方をどうしたらいいかというので、先ほど一人……、学説は学者の顔ほど違つておるのであります。私もいろいろな説を持つております。こゝろやつた方がもつといふというのをたくさん持つておられますけれども、抱き合せ改正をおそれること、それから、今急いでやらなければ日本の政治がうまく運営できないといふほど逼迫した問題でない。ベターであるといふだけであつて、私どもも、今憲法改正のときでない、わすかまだ九年しかたつていない。現にこれは制定されたときに、一年過ぎた二年の終りになる前に、極東委員会から、あまり急に日本の戦後の国民生活の混乱をルールに乗せるために急いで作らしたというきらいはあるから、もし不適当なところ、国民生活に合わないところがあつたら遠慮なく申し出なさい、修正をしないさい、こゝろいう指令をいただいたのであります。ちやうど私が法務総裁のときであります。それで吉田茂氏にもそのことは作るときに言つておいたのであるが、引き継ぎがなかつたので、私は初めて聞いたのであります。歸つて来て、衆議院議長、参議院議長等にお話をし、それから法制局でも、改正すべき点、どうしてこの点は直しておかなければ困るという点があつたら、一つ調査して出すようにといつて命じました。それが、そのときは当時見当がなかつた。それはこまかい技術的な点で直した方がいいという点はありませんでしたが、憲法改正をしてまでも直しておかなければならぬといふのは、そのときはどちらにもなかつた。ゆゑにこの憲法で満足でありますといふ答へをしておる。それで今になつて、これは押しつけられたのであつて、泣き泣き作つたのであるから、どうしても根本的にやり直さなければならぬ——なぜそのときをさういふ議論をしなかつたかといふことを私は遺憾に思つておりますが、何と言つても私を初め古い時代の觀念が頭にこびりついております。私自身もかなり進歩的なつもりで自分ではおるが、ほかのもつと若いジェネレーションからいふと、反動だ、保守だと言つてひやかされるのであります。ですから、よほど注意をしないといふと、もとのところに戻つていくおそれがあるから、今のお互いに相當の年配の人は、これに手をつけるべきでない。今の子供が小学校で新憲法で育

てられて、中学、大学を出て、一人前になつたときに、その独立の新しい頭で批判したところを改正しようというならやらせていいと思つておりますが、今古い時代に権力をふるつたやうな人が中心になつて、また昔恋しいといふことで憲法改正などは、もつてのほかである、こう考へておる次第であります。

○委員長(青木一男君) 質疑のおありの方は……。

○廣瀬久忠君 鈴木さんに二、三質問いたします。あなたは現行日本国憲法がマッカーサーの草案をほとんど九〇％翻訳してできておるといふことはお認めになると思ひますが、それとともにマッカーサーがホイットニー准將に憲法制定の基本原則として与えた、天皇及び軍備、それから貴族制度等に関する基本原則、これらのものはこの中に完全に順守されておる。そしてマッカーサー草案のほとんど全部がこの中に入つておるといふことはお認めになると思ひます。その点からいふと、やはりこれは翻訳の憲法であり、マッカーサーの示唆によつてできた憲法であるといふ点はお認めになると思ひます。そこで一つお伺ひしたいのですが、アメリカの初期の占領政策の第一にこゝろいうところがあるはずであります。日本の占領政策は、日本をして再びアメリカの脅威になるようにしてはならぬといふことが一番最初にある。私はその意味を一つあなたはどういう工合に御解釈になるかお伺ひをしたい。つまりアメリカの脅威に再びなさないといふことが書いてある。それはどんな工合にお考へになりますか。

きない。そういう心持からこの憲法ができておるから、私は先ほどあなたのようにいろいろなお話を承わって、いろいろ

な条文において御改正になった御苦心は了といたしますし、これはけっこうな点もあると思うが、根本において私はそういうような、つまり日本弱体化の精神が表れておる、流れておる。これは旧敵国に対する勝った方の国がこういう心持を持つのは当然だと思ふ。それがこの憲法の根底に流れておる。それがいろいろな点に表れておる。先ほどいろいろな改正せられた点をいろいろ伺ったが、私はそういう点から二、三あなたにお伺いしてみたいと思ふのです。

まず一つお伺いしたいのは、この憲法はどういう工合にあなたがお考えになりますか。憲法というものはやはり普遍的、国際的の真理というだけでなく、その国、その国の特色というものも私は入っておるべきものじゃないか。私はむしろその国の世界的立場における精神が打ち込まれておるところに憲法というものの意味があるのだと思ふのですが、そういう点についてはどういう工合にお考えになりますか。

○参考人(鈴木義男君) 私の方から逆にお尋ねしたいが、明治憲法は日本独特のものとお考えになっておられますか。

○廣瀬久忠君 私から答弁を……。○参考人(鈴木義男君) 答弁というほどでなく、懇談でお願いいたします。

○廣瀬久忠君 私は明治憲法が全部が全部、日本の国情を表わしておると思ふが、日本の特徴をも表わしておると思ひます。けれども、私の質問に對して、先の質問に對してお答え願ひたい。

○参考人(鈴木義男君) それではつまり世界観のようなものが違ふと困るからお尋ねしたのでありますが、たとえば明治憲法などもやはり日本独特のもので、明治天皇がお作りになったとかたく信じておった。われわれも長い間信じてきた。今歴史的事実となつてみれば、御承知のように明治憲法は伊藤博文がドイツに留学して、ローレンス・フォーン・シュタインに習つて、グナイストにもアドバイスをもらつて、大体プロシアの憲法をもらつて歸つてきた。そしてこちらでもロイスレルその他が相談に乗つたのであります。大体プロシア憲法の直訳であります。万世一系の天皇というような言葉、カイゼルという言葉があつて、多少違ひますけれども、そういうところが違ひただけであつて、まああとは大抵同じことである。そういうのがやはり日本にはなかつたのですから、憲法思想が、遺徳の持つてゐるものの中のもの、の学ばふかはないと私は思ふのであります。私は憲法を多少勉強して学校で教へておつたこともありまゝから、見たときに、これは比較的進歩的な、比較憲法の上からいって、ただ十八世紀、十九世紀のにおいがだいたいしてゐることは先ほど申す通りで、だからもつとこれを社会主義的な要素を入れなければならぬと思ひましたけれど、それはどうもアメリカの力ではだめだ。それこそわれわれのときに直すしかない、こう思つたわけでありました。とにかく私はよい憲法だと思ひました。当時日本で出した草案のうちどれと比べても、マッカーサー草案の方が一番よかつた。もし悪かつたとい

うなら、一つそこをお示し願ひたい。私は憲法第九条だけ、あれをあんまりにしておかなかつたら、改正論も早く頭を持ち上げたかつた、惜しいことをしたなと思ふ次第であります。○廣瀬久忠君 私は日本に憲法思想がなかつたとは断定するのは少し行き過ぎである。日本にもやはり民主主義もあり、日本らしい民主主義という非難を受けるかもしれないが、日本にも民主主義もあり、(参考人鈴木義男君)それは聖徳太子のときにありました」と述べ、(笑聲)そこで日本にも民主主義の思想があつたと思ひます。今度の日本国憲法には、どういふ日本国の精神といひますか、日本国だけでなくてもよろしいが、どういふ点がこの中に入つてゐるかといへば、おそらくおつしやることは平和主義と民主主義であらうと思ひます。それでしよう。

○参考人(鈴木義男君) そりです。

○廣瀬久忠君 そこで私は、しかしながら、普遍的な民主主義、平和主義といふのかしませんが、日本にはふさわしくないものが非常に多いのである。それはなぜそういうことになつたかといへば、私はやはり先ほど言つた日本弱体化の根本思想から現れてゐるものである。そこで私が第一にお伺ひしたいのは平和主義であります。平和主義について、この憲法の前に書いてあることは、いかに他力本願の平和主義が書いてある。私は日本が孤立的独立を守れなどとは言いません。私は日本は独立であるとともに、世界の諸国と協調をしなければならぬと思ふ。思うが、しかしながらここにいわゆる平和主義といふものを見る

という、これはあなた十分御承知の、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」というに至つては、すべて外国に依存するのだ、われわれは自分のことは自分でやらんで、平和を愛する国民なのだ、そしてそれは公正であり信義なのだといふことがここに書いてあるのではありませんが、私はかくのごとき他国依存、他力本願平和主義といふものを、われわれは、どうしても賛成ができません。現にソ連の問題、私は中立条約を侵したソ連は、いかなる理由があつても、やはり信義ではない、公正ではない。それから現在の公海の自由に対してある制限を加へんとするがごとき態度、またしかり、それから朝鮮の李承晩大統領の態度、これまた私は決して公正なりあるいは信義に値するものとは思ひません。こういうものに対して、これを、われわれの安全と生存をこれに信頼することのみによつていいのだという平和主義を憲法に打ち込むというところは、私はいかにがなものであるか、この点はどういふ工合にお考えになりますか。

○参考人(鈴木義男君) それは、一部分はあなたの仰せられるごとくもつともだ、よくわかるのです。私には、です。それから第九條をあのときにもう少し何とかしておけばよかつたという気持はありますけれども、當時はしかし何人も日本は軍隊などを持つべきでないという考へに一致しておつた。ごく小数の人を除いて……。ですからそういう議論も起らなかつたし、抵抗もなかつた

のです。ですから新しくこれから一つ日本も軍隊を持つべきだといふなら、それも一つの議論で、それならそのように一つ新しい問題としてわれわれは議論を進めることにやぶさかでない。ただし今の現状において日本が軍隊を持つことが適当であるかどうかといふことなら大いに議論があります。それで、あの憲法がおもしろくないから改正しろといふのは、主としてそこらきてゐることは私も理解してゐるので、もう少し天下の大勢を見ようじゃないか、かといふのが私の立場なんです。

○廣瀬久忠君 私は憲法が国の根本をなす基本法である。そういう基本法にかような平和主義を入れられるということは、日本国の将来のために一日も早くこういうものは改めなければならぬ。国民精神の問題、私はその点においてははなはだ急ぐ立場に立つてあります。もちろん、それは一年や二年のことを考へてゐるのではない。ただ憲法といふものが、その国の精神をぶち込んであるものでなければほんとうの憲法にならない。私はそういう点についてどういふ書き方をしようか、非常に非常にアメリカのつまみ占領政策が初めから日本を弱体化しよう、また日本に對してある程度その當時はやはり憎悪といふものが私にはあつたのだと思ふ。そういうものからこういふ点が現れてきてゐる、私は思ふ。

それから、これは平和主義の問題であります。私は民主主義の問題について、国民主権といふことは、それはいいのであります。私は日本の国民主権を守るについては、日本の国民の権利といふもの、この権利について

○参考人(鈴木義男君) それは、一部分はあなたの仰せられるごとくもつともだ、よくわかるのです。私には、です。それから第九條をあのときにもう少し何とかしておけばよかつたという気持はありますけれども、當時はしかし何人も日本は軍隊などを持つべきでないという考へに一致しておつた。ごく小数の人を除いて……。ですからそういう議論も起らなかつたし、抵抗もなかつた

のです。ですから新しくこれから一つ日本も軍隊を持つべきだといふなら、それも一つの議論で、それならそのように一つ新しい問題としてわれわれは議論を進めることにやぶさかでない。ただし今の現状において日本が軍隊を持つことが適当であるかどうかといふことなら大いに議論があります。それで、あの憲法がおもしろくないから改正しろといふのは、主としてそこらきてゐることは私も理解してゐるので、もう少し天下の大勢を見ようじゃないか、かといふのが私の立場なんです。

○廣瀬久忠君 私は憲法が国の根本をなす基本法である。そういう基本法にかような平和主義を入れられるということは、日本国の将来のために一日も早くこういうものは改めなければならぬ。国民精神の問題、私はその点においてははなはだ急ぐ立場に立つてあります。もちろん、それは一年や二年のことを考へてゐるのではない。ただ憲法といふものが、その国の精神をぶち込んであるものでなければほんとうの憲法にならない。私はそういう点についてどういふ書き方をしようか、非常に非常にアメリカのつまみ占領政策が初めから日本を弱体化しよう、また日本に對してある程度その當時はやはり憎悪といふものが私にはあつたのだと思ふ。そういうものからこういふ点が現れてきてゐる、私は思ふ。

それから、これは平和主義の問題であります。私は民主主義の問題について、国民主権といふことは、それはいいのであります。私は日本の国民主権を守るについては、日本の国民の権利といふもの、この権利について

非常に考えなければならぬ。日本の国民の権利は、御承知のように第十條から四十條までの間に、大体このうちにまあ司法系統のこともだいたい書いてありますが、基本的人権及び社会権、あるいは生活権といふいろいろなものをあわせてこの中には基本的な人権、もしくは生活権、あるいは社会権と称せられるところのものがたくさん入っております。それは、私はけっこうだと思つておる。しかし午前中、大西教授のお話でもありました、国民の、民主主義といふものは国民主権であつて、そのうち内容的には国民が政權に参与するといふこと、それから基本的人権が尊重せられて、そして国民の福祉が増進されるということがその内容になると思ふ。そして国民の福祉の内容としての国民の権利が十分に満たされて、満足されるということのために、この憲法のように個人のみの権利であつてはいかんともしやない。先ほどあなたは、こゝういふことを言われましたが、個人の義務を入れたものがない。私は個人の義務といふよりも、むしろ国家の権利を認めなければ、個人の基本的人権を満足に満たして上げることができないと思ふ。個人が自由と平等と文化的な生活と、その他教育のこと、あらゆることを要求する、それは一体だれに要求するか、それは国家に要求する。先ほどあなたは、憲法は国家の国民に対する権利の保護を、国民の権利を国家が保護するといふ体制にあるのが憲法の本質だと言つておられますが、私はその権利を満たすには、国家に對して国民がいろいろな要求をするならば、国家が国民に對して自分の必要なるものを満たしてやらなければ、

すなわち権利を國家に認めなければならぬ。納税——税金を納めてもらふ権利、勤勞をしてもらふ権利、こゝういふもの、そのほかに、私から言わせれば、やはり國を守つてもらふ権利、これは當然じゃないか。それから國の秩序を守つてもらふ、國に忠実であつてもらふ、これは國をなす以上當然である。私は個人が國家より上だとも思ひません。同時に國家が個人より先だとも思ひません。國家と個人とはやはり同時存在であると思つておる。私は個人の權利を尊重する、これを認める。先ほど秀才で學資がなかつたらこれをやつてもらふとか、その他いろいろの問題がありましよう。そして個人個人の權利の足らざるものを認めていくといふことについては、私はもつと認めてもいいと思ふ。いいと思ふが、だが一體個人の權利をそれなら尊重して充て足していくか、個人の自由、個人の平等をだれがやるか、それは國家がやるより仕方がない。それならば國家がやるよりそれができるような態勢になつていかなければならぬと思ふ。先ほどあなたはアメリカでは税金の問題といふものはない、何でもないでしやう。けれどもアメリカの憲法のまず勞働を讀んでいただきたいと思ふ。アメリカの憲法の勞働の前文に何と書いてあるかといふと、前文には実にアメリカといふものは嚴格な規定を持つておると思ふのです。アメリカの憲法は、「われら合衆國の人民は、一層完全な連邦を形成し、」連邦を形成するといふことをまず書いてある。次には何とあるかといふと、「正義を樹立し、」と書いてある。「國內の靜謐を保障し、」國內の秩序安全を保持し、「國防に備へ、」正

義、靜謐、國防、しこつて後に「一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫の上に自由の祝福の続くことを確保する目的で、合衆國のために、この憲法を制定する。」と書いてある。私はこゝういふ心持がほんとうの民主主義を樹立するものだと思ふのです。正義がなければならぬし、國內の秩序がなければならぬ、國防がなければならぬ、こゝういふことがこの日本國憲法の果してどこにありましようか。私はマッカーサーのこの英文憲法を讀んで驚いた。少しも義務の規定がない、ほとんどないんです。オブリゲーションといふものは多少ありますけれども、大したものはありません。それでなお驚くことには、それはこゝういふことが書いてあります。これは善意であるか惡意であるか、私はわからぬですが、マッカーサー司令官がワシントン政府へ報告をしたこの日本國憲法に關する報告書、この中にどういふことが書いてあるかといふと、この日本國憲法は、アメリカ國の憲法がアメリカ人に与えた權利より、より高い權利を日本國憲法は國民に与えておるといふことが書いてある。それは大いにけつこつです。時代の変化でけつこつでしやうが、しかしそれとともに考えるべきことは、やはり日本國の國の存在を考えるべきではないかと私は思ふのです。それでアメリカの占領政策を先にこゝういふことが書いてある。日本國に占領政策を行ふことについてはポツダム宣言に述べられておる事項をやればよい。すなわちその方法は、取りわけカイロ宣言の遂行、日本の主權を四つの主要なる島及び連合國が決定する小島に限られた。あらゆる形態における軍國主義

と國家主義の廢絶といふことが書いてありますが、私はこゝで軍國主義の廢絶もこれもいいでありましようが、しかしその行き方は私は同意をしないのであります。日本のような人口の多い國を四つの島に閉じ込めるといふことがいいんだと、こゝう書いて、そして國家主義の廢絶を期するんだといふことを書くに至つては、そこに私は、アメリカには善意のみが占領政策の根底にあつたんだ、日本をほんとうに將來無害の平和の國、民主主義の國にするといふことがあつたのだとはどうも思へない。こゝういふ点が先ほどの平和主義においても私は民主主義においても、非常にこの日本國憲法といふものは欠陥があると、こゝう私は思ふのです。たゞ長く意見を言つちやつたから、まああなたの御見解もお伺ひしたい。

○参考人(鈴木義男君) 非常に有益な御意見を拝聴しまして、得るところ非常に多かつたのであります。あなたが御意見は、マッカーサーが今アメリカにいて考へておることに似ておると思ふのです。マッカーサーはこゝういふふうに言つておる。私は日本に勝利の將軍として——比島で敗れて臺灣まで逃げたのだが、その私が勝利の將軍として日本に進駐することになつたとき、どうすれば日本を平和で民主的な國にすることができかねたかといふところを考へた。その結論の一つとして、日本に再び軍隊を持たせぬことであつた。それが日本のため、アジアのためであり、世界の平和にも役立つことを織り込むことにした。もし日本が他國から侵略された場合は國連によつて守れると思つた。またそれは可能なことでもあつた。しかし朝鮮動亂の勃発はあまりにも早くこの理想を打ち砕いたのである。私の日本統治には成功もあれば失敗もある。しかしその失敗は、日本にあしかれと思つてやつた失敗ではないと言つておる。それだから今は軍隊を持たすべきである。マッカーサーが一番先に思つた。ニクソン副大統領が来て、あの憲法を規定したのは間違ひであると言つてから、がぜん憲法改正論が勢力になつてきた。私もそれは認めます。それでそれからこゝう考へ方は、その人のやはりおられる立場、思想の変化によつて起ることでありまして、私などは、こゝういふ動機で与えられたものであるが、まあもう十年か十五年はこのままですつと見ていきたいと思つておる一人でありまして。急いでおやりになりなさいといふ方があれば、やはりそれも一つでしやう。理屈がある。それからいろいろ義務を國民に与えるべきである、もつともであります。行政法を讀んでみても、いろいろな義務が規定してある。ですから國家といふものは非常に權利をもつて國民に命令することができかねるから、何も憲法でまでそんな義務を規定しなくてもちゃんとして、親孝行の義務を今度規定するやうですが、そんなことは刑法を見れば、親を捨てた者は遺棄罪で監獄にぶち込まれる。あるいは扶養の義務といふものは民法で規定してあるのです。そのほかに何か憲法で規定する義務がありましようか。親孝行をせよ、親孝行をした者には勲章をやるとか規定するのは變である。ところがこれがなかなか受けてゐる。いなかの方へ

行つてみると、今度親孝行の義務を規定するからそれで自由党に投票する、選挙政策としては非常にいいことですが、私は憲法論としてはナンセンスだと思ひます。そこで義務というものはあまり憲法の上におおえにならぬであらう、いいはずなんです。ただここで国土防衛の義務というものは、それはやはり第九条と関連してゐるのですから、あれがああいう規定だった以上は、国土防衛の義務というものは規定したくてもできなかったわけですから、だから九条を改正するときはそういうものも出てくる。それでそれを今やつたらいいか、将来やつたらいいか、また何がやつたらいいかというところは、これは見解の相違だと思ひます。

○廣瀬久忠君 親孝行の義務であるとか何とか将来のことはあまりきまつてゐるものじゃない。私は自由党でも自民党でもないで……。

○参考人(鈴木義男君) それは存じております。

○廣瀬久忠君 しかし大体私は国家というものと個人の存在というものは相離れることはできないものである。個人の権利を主張するならば、国家の権利も認めるべきじゃないか。私はそういう点についてマッカーサー憲法なるものがほとんど無視してゐる。これはマッカーサーの心持自体というもののだけがこの憲法に現れてゐるのじゃない。司令部のやはりケイデイスとかハッセルとかローウェルとかいうようなああいう連中が、アメリカを代表しておるまあ二流の弁護士が、そういう連中が書き上げたものが相当に動いておる。それからそういうものがこの憲法の中に出てきておるので、しかもそ

れが日本に対しては、私は憲法というものは、わが国の国民の精神というものを打ち込んでおること、そうして国民の中から湧いてきておるのだというものでなければならぬのに、先ほど一番最初お伺ひしたように、これは翻訳憲法である、マッカーサーが指示した憲法である。いいからいいじゃないかというふうなわけにはいかぬのだ。それは現にマッカーサー自身も非常に悩んでゐる。マッカーサーはこの憲法の報告書を出す中に、ハーグの陸戦法規の中に、占領国は被占領国の法律なんぞはまあいじつてはならぬということ、ハーグの陸戦法規にある。これは原則です。しかしながら今度の戦争は無条件降伏、コンプリート・サレンダー、だからそういうことは抜きにして、憲法までも変えたんだ。しかしそのときに松本憲治先生は、憲法なんというものは、やはりその国その国のほんとうに根から生えるように持つていかなければならぬのだ。あなたが来て押しつけちゃだめです。私の憲法がそれは反動的だとなつた方の方はおっしゃるが、あなたがその憲法を押しつける前に、押しつけておるものより先に、自分の方の憲法を一つ調べて、そうしてそれに対する意見を伺ひたい、こうまあ言つてゐるわけなんです。先ほど来、その当時日本国の憲法はだめだった。マッカーサーの憲法がよかった。一がいに断定されるが、これはあなたの御判定で自由であるが、私は日本国の長い将来を考えてみると、むしろ私はマッカーサーの憲法よりも、それは松本憲治先生の憲法を十分に司令部において親切に論議して、これを民主化するなり、何らかの方法によつてこ

れを修正して持つていく方が、はるかに日本のためによかつたのじゃないか。というのには先ほど申し上げたように、この憲法の中には日本国民の眞の精神が躍如として動いてゐるというところはどうしても言えない。それは外国人が作つたもので、翻訳のものであるというところはどうしても否定できない。それでそれはわかれればやはり日本国民としてはほんとうに湧き上る、日本国民のほんとうに盛り上がる力にはならぬ。私は思ふのであります。そういう点について私は非常に意見を異にするわけでありませう。だからこれ以上お伺ひするのは何でありますから……。

○吉田法晴君 私は議論をいたしませんで、質問をいたしますが、先ほどまで憲法審議の際の鈴木さんの社会党の修正のお話がありました。その中に芦田さんが云々というお話がありました。ところが当時の自由党、進歩党がどういふ態度であつたのか、これのお話はございませんでした。その当時ある人は栗嶋におられたり、追放でおられた人たちが、御意見がまあその当時なかつたというところはこれは当然かもしれません。その当時追放されておつたからということで、複雑なり憎悪によりて御意見を出されるのは別問題であります。今改正云々と言つておられる自由党あるいは当時の改進黨が、党として修正案を御用意になつたのか、芦田さんの名前が出ましたから、党の態度を伺つておきたいと思ひます。

○参考人(鈴木義男君) 当時小委員会では修正案を出すとき、一々党に持ち帰つて党の承認を得て出てきてやつておつたのです。私社会党の方でそうでありましたから、自由党も進歩党も同様であつたと情じます。ですからその個人の意見じゃなかつた。党の意見として修正案を出し、またそれに賛成するのや党の意見として賛成せられた。ですから賛成できない、反対をされたのは党の意見として反対されたわけでありませう。芦田さん個人がというわけではありませう。それは小委員会ではそのようにしてやつておられますから、発言されたのは芦田さんですけれども、その背後には党があつたと考えてゐるわけですね。

○田畑金光君 関連して、鈴木先生にお伺ひいたしますが、大へんまあマッカーサー憲法だの、翻訳憲法だの、あるいは国民の意思に沿わない憲法だの、最近議論百出してありますけれども、私たちが第九十帝國議会の議事録等を読み、あるいは敗戦後の日本の当時の国民の心理状況を考えたとき、あの残虐きまゐる戦争に対する反省、あるいは古い日本の権力支配階級の弾圧、こういうことを考えたとき、まあわれわれは松本私案等を見たとき、まことにあれが敗戦後の日本政府の憲法の草案であつたか、恥かしく思ひ気がするわけですね。私はたまたま資料をいただきましたが、先ほどお話の中にありました憲法研究会の憲法草案要綱等は、基本的な原則において現行憲法とほとんど通じてゐる。こういうことを見ましたとき、国民の意思というものは自然とこういふ憲法研究会等の中に盛り込んでおると、こう見ておるわけですね、むしろあのときの情勢が野放しである、あるいは占領下になつたところなら、私はむしろ一歩進んで共和国憲法、あるいは高野岩三郎氏あたりの改正憲法、こういうよりなところまで

私は日本というものが行つてゐたのじゃなからうか、こういう気持を持つておるわけですが、まあそれが占領下というふうないろいろな制約もあつて、憲法研究会の考え方等の線にとどまつた。こう見ておられますけれども、まあ先生の先ほどの御説明でよくわかりましたが、この辺の事情についても一度伺ひたい。

それから第二にお尋ねしたいことは、これは衆議院の内閣委員会でも要求し、またこの内閣委員会でも要求したしておるわけですが、総理大臣も善処をしよう、またこの憲法調査会法案の提案者を代表されて山崎巖氏も善処しよう、こういうふうになつておりますが、例の第九十帝國議会における憲法改正小委員会のときの議事録、この議事録等が公開なされるならば、この辺の押しつけられたとか、自主的にやつたとか、あるいは自発的な判断に基いて憲法審議をやつたとか、こういうことの真相、経過というものが判断できると思ひますけれども、この点について先生の御意見を承りたい。

もう一つ簡単に、第三点ですが、一九四八年から四九年にかけて極東委員会の決定に基き、先ほど先生のお話の中にもありました、もう一度現行憲法について日本の実情に沿わない点があるならば再検討をしてもよろしいぞ、こういう指令があつたというお話でありませう。ちょうど鈴木先生法務総裁のころのお話のようでありませうが、われわれといたしまして、こういう機会があるならば、当然こういう機会にこそ現行憲法について、あるいは国情に沿わない、あるいは日本の国民心理に沿わない、こういう点がある

ならば再検討をすべき時期だったと思
うわけだ。しかるにあの当時は政界
あるいは国会等においては何ら反応が
なく、ただ反応があったのは憲法学者
の一部の中であって、そういうような
ところにおいて相当こいう極東委員
会の決定が影響して憲法全般について
の検討がなされた。こいうわれわれ
は歴史的な事実を見ておるわけだが、
そういう極東委員会の決定に対して
当時の国会あるいは各党はこいう
動きをしたのか、この点をあわせて御
説明願いたいと思う。

○参考人(鈴木義男) 第一に、当時
も日本で、この憲法研究会でも、高
野さんが天皇制をやめろべきだと言
い、共産党もやめろべきだと言、それ
から諸外国でも、天皇制というものが
日本の軍国主義のもとだと思ってお
たものだからやめろべきだ、そして
明瞭にこいう意思表示をしておつた
のがソビエトとニュージランドとオー
ストラリアで、極東委員会を構成して
おる主要メンバーです。どうしてもそ
ういふ指令が来りだつた。マッカー
サーも日本に来るまでは、天皇とい
うものはやめてしまおうという気持で
あつたと思われ。ところが来てみて
やはり天皇というものは、日本で一つ
の道徳的支柱をなしている。だからこ
れはやはり残しておく方が、日本統治
の上にもいいというふうに考えられた
らしい。ことに天皇に親しく会われて
から、なおこいうふうな考えになつ
たと伝えられております。だから非常
な好意から出ている。あれはあのまま
抵抗したら、天皇制やめろ、共和国に
しろという指令が出たでしょう。そ
ういふ憲法をそれこそ押しつけられた

思ひのです。ですから、私はやはり天
皇制を救つたものはマッカーサー憲法
草案であり、またそれをすなおに取り
入れたためである、こう見ておりま
す。

それから小委員会の速記録は、二年
ほど前に芦田さんが、私に社会党の意
向を徴してもらいたい。一つあれは公
開したいから、学問的研究その他の研究
の資料として必要なのであるから公開
したいと思う。公開するには、衆議院
の本会議において議決しなければなら
ぬのだが、各党がまあまあでも困るか
ら、君もまあめてもらいたい、こうい
うお話がありましたので、私は当時の
社会党の党議に諮りまして、それを発
表することは、何かまた憲法改正にた
めにせんとするのではないか、いろい
ろ疑う者がありましかれども、動機
がどうあろうと、歴史的事実であるの
だからして、これはいつまでも隠して
おくべきものじゃない、発表すべきも
のであり、公開して世の批判にゆだね
べきものである。だからしてわれわれ
は公開に賛成である。こういふお答え
をしておいたのです。ところが一向お
運びにならない。どうしたのかなと思
つて、このごろもどうですかねと言つた
のですが、まあ憲法調査会でもできた
らぜひあれは必要になるから、そのと
き公開の要求をしよう——はつきりそ
う言つたのじゃありませんが、私の想
像ではこういふふうに聞えるようなこ
とを聞いております。ゆえに自由民主
党は憲法調査会ができたから公開を追
る、こういふふうに思つていふと思
うのであります。

それから当時、再検討をせよ、修正
したいところがあったら申し出よと
いつたけれども、いやよくできている、
修正するようなどころはない。どこへ
行つて聞いてもこういふ御意見であつ
たのです。衆議院で一つ委員会を設
けてやろうじゃないか、再検討を。そ
れで松岡議長が松平参議院議長に御相
談になつたのですが、いや、皆満足し
ているからそんなものをこしらえて再
検討をする必要はない、こういふお答
えであつたのです。それから政府とし
ても、私どもは今急いで修正しなけれ
ばならぬほどの欠点も見出せなかつた
から、いや、これでけつこうである
という答えをしたわけです。

○委員長(青木一男) 質疑はこれ
で終ります。

参考人の方、お忙しいところをおい
でいただいてありがとうございます。

本日は、これにて散会いたします。
午後五時八分散会

五月四日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、奄美大島分離期間中の恩給年限
通算に関する諸願(第二三六二号)

第一三六二号 昭和三十一年四月二
十六日受理

奄美大島分離期間中の恩給年限通算に
関する諸願

諸願者 鹿兒島県議会議長 田
中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

奄美大島並びに琉球政府に在職した公
務員が復帰に伴い、国家公務員並びに
県吏員となつた場合、勤続者としてそ
の前後在職期間が恩給年限に通算され
ないため、本土職員に比して不利であ

るから、奄美大島の分離期間中の恩給
年限を通算するよう法的措置を講ぜら
れたいとの諸願。

昭和三十一年五月十日印刷

昭和三十一年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局